

# 平成17年第4回佐渡市議会定例会会議録（第9号）

平成17年10月6日（木曜日）

## 議事日程（第9号）

平成17年10月6日（木）午後2時00分開議

### 第1（総務文教常任委員会に付託した件）

議案第125号及び議案第126号、議案第128号、議案第132号から議案第140号まで、議案第167号から議案第173号まで、議案第209号、議案第221号、議案第228号、議案第237号から議案第240号まで、議案第243号、請願第15号、継続審査中の請願第10号から継続審査中の請願第12号まで

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第141号から議案第149号まで、議案第174号から議案第197号まで、議案第222号から議案第224号まで、議案第227号、議案第229号、議案第242号、継続審査中の請願第1号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第124号、議案第150号から議案第166号まで、議案第198号から議案第208号まで、議案第210号から議案第213号まで、請願第14号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号、継続審査中の請願第13号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第129号及び議案第130号、議案第214号から議案第220号まで、議案第225号及び議案第226号、議案第230号、継続審査中の議案第111号

### 第2 議案第232号及び議案第233号

### 第3 決算審査特別委員会委員の選任について

### 第4 発議案第11号

### 第5 発議案第12号

### 第6 発議案第13号

### 第7 観光問題等調査特別委員会の中間報告の件

### 第8 行財政改革等調査特別委員会の中間報告の件

### 第9 議案第234号

### 第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（59名）

1番 松本展国君

2番 大石惣一郎君

3番	本間勘太郎	君	4番	中村剛一	君	
5番	臼杵克身	君	6番	島倉武昭	君	
7番	木村悟	君	8番	稲辺茂樹	君	
9番	金田淳一	君	10番	白木優	君	
11番	山本伊之助	君	12番	浜田正敏	君	
13番	廣瀬擁	君	14番	大谷清行	君	
15番	小田純一	君	16番	末武栄子	君	
17番	小杉邦男	君	18番	池田寅一	君	
19番	大桃一浩	君	20番	中川隆一	君	
21番	欠	員	22番	岩崎隆寿	君	
23番	高野庄嗣	君	24番	羽入高行	君	
25番	中村良夫	君	26番	石塚一雄	君	
27番	若林直樹	君	28番	田中文夫	君	
29番	金子健治	君	30番	村川四郎	君	
31番	高野正道	君	32番	名畑清一	君	
33番	志和正敏	君	34番	金山教勇	君	
35番	臼木善祥	君	36番	渡邊庚二	君	
37番	佐藤孝	君	38番	金光英晴	君	
39番	葛西博之	君	40番	猪股文彦	君	
41番	川上龍一	君	42番	本間千佳子	君	
43番	大場慶親	君	44番	金子克己	君	
45番	本間武雄	君	46番	根岸勇雄	君	
47番	牧野秀夫	君	48番	近藤和義	君	
49番	熊谷実	君	50番	本間勇作	君	
51番	祝	優雄	君	52番	兵庫稔	君
53番	梅澤雅廣	君	54番	竹内道廣	君	
55番	渡部幹雄	君	56番	大澤祐治郎	君	
57番	肥田利夫	君	58番	加賀博昭	君	
59番	岩野一則	君	60番	浜口鶴藏	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	助役	大竹幸一	君
助役	親松東一	君	総務課長	齋藤英夫	君
財政課長	浅井賀康	君	市民課長	青木典茂	君

企画情報課長	中川義弘君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	大川剛史君	医療課長	木村和彦君
農林水産課長	佐々木文昭君	観光商工課長	市川求君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	田畑孝雄君
会計課長	粕谷達男君	選管・監査事務局長	菊地賢一君
農業委員会会長	永井忠昭君	農業委員会会長	渡辺兵三郎君
教育長	石瀬佳弘君	教育委員長	豊原久夫君
教育委員会教育長	鹿野一雄君	教育委員会学習課長	坂本孝明君
選挙管理委員会委員長	林千隆君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	末武正義君	相川支所長	大平三夫君
佐和田支所長	清水紀治君	新穂支所長	斎藤正君
畑野支所長	荒芳信君	真野支所長	山本真澄君
小木支所長	斉藤博君	羽茂支所長	古田英明君
赤泊支所長	渡辺邦生君	代監査委員	清水一次君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午後 2時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員59名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第125号及び議案第126号、議案第128号、議案第132号から議案第140号まで、議案第167号から議案第173号まで、議案第209号、議案第221号、議案第228号、議案第237号から議案第240号まで、議案第243号、請願第15号、継続審査中の請願第10号から継続審査中の請願第12号まで

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第141号から議案第149号まで、議案第174号から議案第197号まで、議案第222号から議案第224号まで、議案第227号、議案第229号、議案第242号、継続審査中の請願第1号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第124号、議案第150号から議案第166号まで、議案第198号から議案第208号まで、議案第210号から議案第213号まで、請願第14号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号、継続審査中の請願第13号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第129号及び議案第130号、議案第214号から議案第220号まで、議案第225号及び議案第226号、議案第230号、継続審査中の議案第111号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第125号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、衆議院の解散に伴い、9月11日に執行された第44回衆議院議員総選挙の経費として、7,366万2,000円を追加し、予算総額を501億2,626万2,000円とする予算の補正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第126号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び規約の変更について)。本案は、平成17年9月1日付で中条町及び黒川村が合併し胎内市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第128号 佐渡市 I T推進館条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧羽茂町において情報交流の拠点施設として、平成12年度に整備した「I T推進館」の老朽化が進行し、危険な施設となったため、これを解体し、施設を閉鎖する上で佐渡市 I T推進館条例を廃止する必要性が生じたものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第133号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第134号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第135号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第136号 佐渡市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第137号 佐渡市両津屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第138号 佐渡市両津農村広場の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第139号 佐渡市サン・スポーツランド畑野の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第140号 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の制定について。以上9議案は、指定管理者制度に係る同趣旨の議案であります。改正された地方自治法に基づき、本市の公の施設の管理について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、それぞれの公の施設の設置条例について、その内容を整備する必要性が生じたので、各施設の設置条例を制定、改正するものであります。その主な内容は、指定管理者による管理、管理の基準、業務の範囲、利用料金等の項目を新設するとともに、それに伴う所要の整備を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川ふれあい集会所）。議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）。議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（平泉地域活性化センター）。議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（マリンスポーツハウス）。議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サン・スポーツランド畑野）。議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）。以上7議案は、公の施設に係る指定管理者の指定についての同趣旨の議案であります。公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき指定管理者の公募を行った公の施設について、指定の申請のあった団体等のうちから適当と認める団体等を、また公募に対し申請する団体等がなかった公の施設については、選定の特例により選定した団体等を指定管理者に指定したいとして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、議案第167号から議案第170号まで並びに議案第173号については原案どおり可決すべきものとして、また議案第171号及び議案第172号については賛成多数で可決すべきものとして決定しました。なお、以上7議案について次の意見を付します。

意見。1、本制度の適用以前に地域団体等に譲渡、売却が適切と思われる施設においても公募が行われた。また、指定管理料の設定においては、所管間で認識のずれがあるとともに、設定根拠が精査されていなく、本市の行政コストの削減という本制度の目的達成に対する姿勢の甘さを指摘する。

2、選定の過程は、事務処理における透明性、公平性の確保に特に留意する必要があるとの基本方針にもかかわらず不透明であったことを指摘し、今後は選定過程についても公開を原則とすべきものと思料する。

3、指定管理者となった者は、事業計画に沿って当該施設の管理運営を安定して行う経営能力を有していることが選定基準の一つであるが、その点における審査は緩やかであり、今後の課題であることを指摘すると同時に、その管理運営状況が計画に沿って行われているか十分に監視するよう求めるものである。

4、委員会審査の過程で要求した資料の提出を拒むことが多々あったが、公開できない情報であるなら、佐渡市情報公開条例の「公開しない情報」に追加規定する等明確に公示すべきである。

5、佐渡市公の施設指定管理者選定委員会の各部会10人の委員のうち5人が市職員であるが、公平、公正を期すべき委員会委員としては不相当である。職員を減らし、民間人を多用すべきである。

議案第209号 字の変更について（両津地区）。本案は、両津地区の加茂歌代の区域のうち、春日、浜田、夷及び福浦に係る区域において、大字名と地区名が一致したわかりやすい区域とすることを求める地区住民からの要望に基づき、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第221号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ14億1,907万8,000円を追加し、予算総額を515億4,534万円とするものであります。その主なものは、6月及び8月の集中豪雨により発生した被害に対処するための災害復旧費、職員の異動等に伴う人件費、指定管理者制度の導入により、佐渡市が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為の補正のほか、総務費では、平成16年度決算剰余金の2分の1を財政調整基金に3億1,832万1,000円を積み立て、衛生費では、病院事業会計への負担金、出資金などで1億6,929万4,000円を、離島対策支援事業として使用済み自動車等の海上輸送補助金に3,096万9,000円を計上するものであります。また、消防費では、海府、前浜両地区に計画していた分遣所建設事業については、平成17、18年度の2カ年間の継続事業で実施することとし、今回継続費並びに予算の補正を行うものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費5億6,897万9,000円の増、衛生費2億2,658万8,000円の増、消防費1億6,380万4,000円の減、災害復旧費8億9,931万6,000円の増、その他となっております。その充当財源としては、地方交付税2億2,201万8,000円の増、国庫支出金2億4,417万3,000円の増、県支出金3億3,145万4,000円の増、繰越金6億3,664万1,000円の増、市債2億1,470万円の減、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。厚生常任委員会。「第3表、債務負担行為補正」中「指定管理者との協定に基づく両津デイサービスセンターかんぞう管理運営業務委託料（平成18年度から平成20年度まで）」については、限度額1,800万円と設定されているが、努力いかんによってはより低い限度額で十分運営できる可能性があるため、再検討されたい。なお、このことについては、今後予算編成作業に入る平成18年度当初予算等において反映されるよう強く申し入れる。

議案第228号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ108万8,000円を追加し、予算総額を701万4,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では、土地貸付収入を62万9,000円、繰越金を30万6,000円、造林事業受託事業収入を31万円それぞれ増額し、歳出においては、財産管理費を62万9,000円、造林事業費を31万円それぞれ増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第237号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、ドンデン山荘について平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を指定管理者に行わせるに当たって、指定期間内に支払うべきドンデン山荘の管理費用に係る債務負担行為の補正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第238号 損害賠償の額を定めることについて。議案第239号 損害賠償の額を定めることについて。以上2議案は、本年6月1日及び8月4日に畑野地内と吉岡地内の交差点において発生した公用車と相手方車両との交通事故について、損害を与えた相手方に対する賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。議案第238号については、公務中に職員が私的に公用車を使用し、その帰庁途中で交通事故を引き起こし、昨年6月に購入したばかりの高級公用車を廃車にしたものであり、議案第239号については、公務中の事故とはいえ過失割合で100%の過失が職員側にあるものである。したがって、事故を起こした職員の過失は極めて大きく、市がこうむった損害については、本人に弁済させるべく求償権の行使も検討すべきである。また、委員会の審査に当たっては、議会の指摘がなければ資料は出さない、議会に知られなければよいという姿勢が随所に見られた。これは、市職員の気の緩みを顕著にあらわす結果であり、極めて遺憾である。常に公僕であるということを強く意識し、公務に当たることはもとより、倫理規定、処分基準等については、あらかじめ市民に対し公正、公明に公表しておくべきである。また、職員の交通事故については、執行部を筆頭に安全運転管理者において、公用車の運転に関して十分管理監督するとともに、この種の事故の再発を未然に防ぐよう努められたい。

議案第240号 佐渡市総合計画基本構想の策定について。本案は、新市建設計画との整合性を図りながら、佐渡市の10年後を目途とした将来を展望したまちづくりの基本理念や将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべき基本構想の策定について、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第243号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、平成17年10月10日付で巻町が新潟市へ編入されることに伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第286条第1項並びに第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第15号 公教育としての私立高校を守り発展させるため、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書提出に関する請願。本請願は、県内7万5,000人の高校生の18%を占める1万3,000人の生徒を有す

る私立高校に対する私立学校振興助成法に基づく国、県による私学助成が政府の「三位一体改革」の推進により、国庫補助の廃止、地方交付税交付金の見直し縮減等が行われたため、県の財政も窮地に追い込まれ、今後さらなる削減が実施されれば私学財政に重大な影響を及ぼすことになるとして、公教育としての私立高校を守り発展させるため、国、県に対する私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第10号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、一人一人の子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するための教育予算の拡充に向け、30人以下学級の実施を柱とする新たな「義務標準法」の策定といじめ、不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改定するとともに、地域の特性や子供の発達段階を考慮した弾力的な教職員配置を行うよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第11号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願。本請願は、義務教育費を国家が負担している国は学力水準が平均的に高く、児童生徒間の学力のばらつきが少ないが、地方が負担している国においては、地方によって教育条件が大きく異なり、学力のばらつきがあることが問題視されているので、国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を現行維持すること及び学校事務職員、学校栄養職員、中学校教職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第12号 佐渡市にサッカー競技場を造る請願。本請願は、年々盛んになりふえ続けるサッカー人口の中で、佐渡におけるサッカー競技に対する佐渡市の対応が遅れているとし、佐渡島内に専用サッカー競技場を建設すること、既存のグラウンド中の1カ所をサッカーができるよう開放すること、新設計画中の体育館でフットサルができるよう設計することを求めるものであります。審査の結果、既存の多目的広場等のうちゴールポストを設置することによりサッカー場として使用できるものもあるので、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 私が質疑をとということで、実はこれ9月の26日に総務と、それから産経と厚生、これ3委員会に同じものを質疑通告をいたしました。その結果、総務委員会に対してだけ委員長の考え方を求めたいと思います。

これは、今も委員長の報告にありましたように、初めて佐渡市に出てきた指定管理にかかわるものであります。今の報告を聞いておりましても、その意見の内容からしても相当苦労をしながら審査をされたということは承知をできる状況であります。私が今示した4点について少し具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、この審査に当たって大きくどのような問題点があったのか。今指摘をされましたけれども、そのほかに具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

それから、管理に出された施設それぞれに募集要項があるわけですが、その募集要項を確認をして審査がまず行われたのかどうか。

それから、我々が議会で成立を認めた指定管理にかかわる条例の27号であります。その5条にできるという規定があります。そのことをどのように解釈をしてこの審査を進めたのか。

それからもう一点は、これは全体に意見でも述べられておりましたけれども、この条例、そしてまたその条例に基づく規則に私は不備な点があるのではないかと感じておりました。委員会でも同趣旨の意見がつけられておりましたが、もう少しその内容を踏み込んでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 今議員からご発言をいただきましたように、事前にいただいております質問ということで、こういったことも踏まえまして審査をいたしました。そういった結果、先ほど演壇で報告しましたように、意見につきましてはかなり私どもも突っ込んで、しかも具体的につけました。これを執行部においては厳粛に受けとめ、早期の改善をしていただきたいというふうな思いであります。

具体的などころ等をもう少しご説明を申し上げますと、本制度を導入する際に、まず合併によって生じたといいますか、重複したような、あるいは遊休化した施設が多々あるにもかかわらず、まずその検討もせずに所管ごとに提案をしてきたというところにおきまして、施設の廃止、譲渡、売却を検討した上で個別の設置管理条例を出すべきであったなというふうなことで問題点として指摘をしております。さらに、先ほどお話ありましたが、統一した見解での指定管理者導入でなく、各所管課がばらばらに認識をし、提案をしてきたというところにふぞろいを指摘をしております。

また、選定委員会のあり方についても、先ほども申しましたが、職員の数が適当であったのかどうか、審査方法についてはもっと公開、透明性を求めるやり方があったのではないかというふうな指摘をしております。選定基準、その結果の公表についても同様であります。

このことにつきまして、産業経済委員会の方からは「執行部及び選定委員会が制度を十分理解しておらず、一部に問題が生じた。また、委員会審査においても、付託された議案書の内容を十分理解した上で審査を行うべきである」というふうな回答をいただいております。

また、厚生委員会におきましては、「具体的に施設が赤字決算に終わった場合、行政からの赤字補てんは考慮していないとの説明であったが、依然懸念が残る。このことに関連して赤字補てんに関する執行部の統一見解が産業経済常任委員会に文書配付されたと仄聞するが、当委員会及び総務文教委員会には配付されていないため、このような執行部の対応については疑義がある」というふうな回答であります。

次に、募集要項についてであります。総務文教委員会では求めませんでした。厚生常任委員会においては募集要項を確認し、審査を行ったとあります。産業経済常任委員会においてはその資料提出が遅れ、内容の検討が十分できなかったことを厳しく注意をしておるといふふうに聞いております。

条例の解釈といえます問題であります。2条と5条というふうな関係であります。総務文教委員会におきましてはそれに該当するような状況が把握できないといえますか、複数応募があった施設は1施設で

あります。それに応募した団体名までは把握しておりません。ただ、候補者となったものの団体名は具体的にわかりますが、これは民間であり、できる規定の解釈については議論はいたしませんでした。

産業経済常任委員会におきましては、このことにつきまして市側からの説明で条例2条と第5条の説明が行われ、2条優先の考え方が示されたものの、5条の記載内容では誤解を招く内容であり、早急に改正すべきと考えるという委員会の意見であります。

厚生常任委員会においては、社会福祉協議会についても条例施行規則第2条（公募の対象）としているが、民間団体を優先するために社協は公募の対象外とし、その上で公募に応じる団体等がなかった場合に条例第5条（指定管理者の候補者の選定の特例）を適用して市長が社協を選定すべきと指摘した。これに対して担当課長は、社協も公募の対象とすることで競争原理が働くと説明をしたということでもあります。

最後になりますが、審査を通して条例と規則の不備な点はなかったかということではありますが、今回期間を設けての選定ということではありますが、協議の上、指定期間内であっても譲渡、売却ができるようにすべきであるといった意見がありました。また、指定の取り消し要件に具体性が欠けているというふうな指摘もしておきました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今私が聞いた限りでは、私の想定をしている範囲以内ではありますが、それだけではちょっと問題が私はあるのではないだろうかと思っております。今委員長の答弁の中に、社協に対するもの、これに対しては2条を活用することで競争原理が働くと。これはあなた側の、いわゆる執行部側から見ることであって、これは社協に競争原理を働かせて運営をしてほしいというあなた方の願いではないですか、これは。これは、条例の趣旨からすればちょっと違います。そういう非常にあいまいというか、基本的な間違いを犯しているのです。ですから、この条例とあなた方がつくった規則というものを一緒にして見てきますと、非常に矛盾が多いのです。おかしいのです。

〔「悪いの執行部だよ」と呼ぶ者あり〕

○51番（祝 優雄君） いや、それを審査しなかった委員会も。ですから、その辺をしっかりともう一度見てこないか。なぜ私がおかしいかといいますと、2条では競争原理を求めたと言って、それで今度5条については、これはそういう団体にも指定ができますよというできる規定がわざわざ設けてあるわけです。そして、今私が言ったように規則と一緒に見てくると、市税を納入したものに対してこの申請権利があるように書いてある。そうすると、この市税は佐渡市に籍のある企業だというふうに解釈するのが当然なのです。それを2条でもって大きく広げて判断をすると。これはまた矛盾するのです。ですから、我々も責任の一端は実はあるのです、この条例を認めたのですから。ですが、その条例、そして条例に基づいてつくったところの規則などを見ると、非常にあいまい、おかしい点がありますので、その辺を私は総務の委員会も指摘をされておるといふふうに感じておりますので、その件についてはしっかりと執行部も受けとめていただきたいと思います。

それから、各委員会で、総文は募集要項を検討しなかったというふうに言われました。これは、複数応募のある施設が一つしかなかったというふうに言われましたが、これは募集要項を確実に確認してやって

いただきました。実は、これがふぞろいなのです。これが全部ばらばらで統一性がないという先ほども指摘がありました。これが一番統一性の基本なのです。ばらばらなのです。ですから、私は前もってこれを確認をして審査をしてくださいというふうをお願いしたの実はそういう意図があったのです。ですから、それを見て実際にしていただきました。今ここでどうこう言う必要ありませんが、そういう意図で私は説明を求めたのです。

それから、先ほども言いましたように、条例、規則についての不備は各委員会も指摘をされておるわけですから、これはきちっと対応してください。もし対応できなければ、これは議会が対応して変えます。そういうことを申し述べて、私の質疑を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の質疑は終わりました。

次に、小杉邦男君の質疑を許します。

○17番（小杉邦男君） 私どもで通告をいたしました件について質疑をいたします。

本来質疑は意見を言わないという注射はされておりますが、一言言いたいのですが、これは前見て言わなければならないようではありますが、今回の指定管理者のあり方、これやはり慌て過ぎだったと思うのです。だから、いろいろな混乱が起きた要因に私なっていると思います。本来であれば今回条例をきちんと、この施行の条例をきちんと出して、そこで今の内容の審査をするというようなことが、今の意見がクリアできたのだと思うのです。それから、次の12月議会に指定管理者を指定して出してくるということであれば、もうちょっと詰めた議論ができたのだと私は思っています。このあたりに一瀉千里で、指定管理ありきで慌て過ぎたという感。これは、種々のタイムリミットがあるということは十分承知しておりますが、中身を十分にしなければ後で問題が起きるとのこと考えたら、そういう配慮が私は必要だったということをまず指摘をしておきたいと、こう思います。

それで、本題へ入りますが、総務文教委員長に、大変ご苦労されたというふうに思っておりますが、幾つかの点について具体的にお聞きをいたしたいと思っております。議案167号、これは相川の京町にあるふれあい集会所であります。それから168号は、相川の北片辺にある民話の館ですか。それから169号は、平泉地域活性化センター、佐渡市泉にあるものでしょうか。この3施設、まだほかにも類似施設あるかもわかりません。これは、恐らく設立当初から事実上その関連集落で管理をしていたものだと思います、委託をしまして。ですが、これこの後どのぐらいかで、10年間でほぼ、ほとんど半永久的にお願いしようという格好ですから、これは本来であればこの際だからやっぱり払い下げるなり譲渡すると、こういう格好で、そうすればある面でここに書いてあるような使用目的が、むしろ幅広く独自に地域の主体性を持って利用が、ある面では地域サービスがむしろよくなるのではないかと、私はこう思います。ですから、これは先ほどの話の中でもあります。10年ということはただ納めて委託、指定管理をいたしますので、これは近い将来今言うような趣旨見直していったらいいのではないかと、そういう議論はされたように一部書いてありますが、具体的にされたかどうか、お聞きをいたしたいと。これが1点であります。

それから、2点目は、議案第171号、これは両津の城腰であります。勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場、これらを管理をするということで指定管理に出したものであります。それからあと1点は同じ性格の教育施設であります。議案第172号ですが、畑野の栗野江のサン・スポーツランド畑野と、この2施設の指定管理の関係であります。この関係で業者選定が

されておるのですが、これ私は業者どうこう言うつもりはありませんが、業者選定、それからその選定に対する評価について、具体的にどのような議論がされたか、ぜひ聞かせてください。経過を聞いてまた少し話を聞かせてもらいたい、こう思うところであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ただいまの小杉議員からのご質問でございますけれども、先ほども申し述べましたように、また小杉議員のご指摘のように、譲渡、払い下げ等についての検討が不足であったまま提案されたというふうなことで当委員会としても議論をし、先ほど申し述べましたけれども、10年という期間内であっても条例、規則等によって期間内に売却、譲渡ができるようさらなる改定を求めるといった意見を委員会審査の中でつけさせていただきました。

また、生涯学習課所管の施設に関するご質問に関しましては3点ばかりお答えをしたいと思いますのですが、選定結果の評価に対しましては具体的な提案などさらに審査を深めるために、事業計画書を資料請求をして審査をいたしました。

また、管理運営経費と債務負担行為の限度額の関係から、経費の中に土地賃借料が含まれていることがわかり、管理経費の設定を検討する際の執行部の甘さを指摘いたしました。

さらに、先ほど審査報告でも意見をつけました管理運営を安定して行う経営能力を有しているかどうか、これを判断するために当該事業者の経営実績の資料提出を求めて審査をいたしました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、引き続きお聞きをいたしますが、今これを受けた業者は、私どもの手元にある議会の関係資料によりますと、合資会社佐渡市清掃組合であります。両施設ともそうではありますが、私が一番気にするのは、この業者はある面では他業種へ参入することは当然、そのことがある面では民間活力につながるという、こういう経済方法であります。私もそれ反対するものでありません。ただ、ここで言われているように、指定管理に出すということは、サービスは使用目的があるわけでありますから、その使用目的がきちんとクリアをされて、むしろさらに今公がやるよりはサービスがもっとよくなっていくという、こういうある面では前提にしてサービス出そうと、こういうことであります。そうでなければ、これは使用目的からいってやはり公が引き継いでやるというの当然なるわけで、その前提があつてのことでありますから、そうしますとここに7項目あるわけですが、選定基準にあるようなことがきちんとクリアできたかどうか、そのことが審査の中できちんとされなければいかぬと、こういうことに私はなるだろうというふうに思っています。幾つかありますが、当然なことでサービスの向上が図られるとかで市民の平等な使用が確保されるとか、さらに効率的な運営がされるように力が発揮されるとか、管理する人には継続して適正に管理できるような人物がおるかとか、物的な能力があるかとか、こういうようなある面では、これはスポーツ教育施設でありますから、その管理に対する一定のノウハウがあるかどうかとやっぱり問われているというふうに思います。そのようなことも含めて当然これは指定をするということをおうけを出す場合には、やはり厳密な審査が当然問われると私は思います。こういうふうに思っているところで、したがってそういう点でどうであったかということ。これは評価表がありますから、一定のも

のはクリアというのは承知の上であります、そのようなことが十分されたかどうか、このあたりをちょっとお聞きをいたしたい。そして、最後にもう一遍お聞きを申し上げたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ただいまのご質問でございます。

同様な意見が当然委員会内部で出ました。それで、先ほど申し述べましたけれども、事業計画書というものを資料要求をいたしまして内容を見ました。そこには、提案もすばらしいと、いい提案だと、より多くの市民の方々利用いただくような提案をされておるといふようなことを確認した上での了としたということでご理解をいただきたいと。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） では、最後の質疑をいたしますが、今の評価に耐えて指定管理を委員会としては審査でオーケーを出したと、こういうことでありますが、先ほども少し言われましたが、私はこの審査の中身についてもう少しきちんと出したのかどうか。私は建設常任委員会でありまして、残念ながらそういう所管の事項がありませんものでしたから審査に立ち会えなかったのですが、きちんと評定されたものが明らかにされたのかどうか。そのことがあって初めてオーケーが私は出せるのだと、こう思うのです。

そして、これは評定基準は、ここに書いてあるように7項目の選定基準に基づいて、中に中項目が9項目あって、重点項目として、さらにその枝として重点視点として11項目ですか、そして枝で20項目と、こういうふうになっています。それらは全部明らかにされる必要私あるだろうと思うのです。と申しますのは、こっちに言っているの用に聞こえますが、そういう審査をこっちでやったかと聞いているのです。と申しますのは、この中身を見ますと、総括表ですからわからないのです。こういうのあるのです。これは、そのあたりまで、枝まで入ってやっぱり見るというところがないといかぬと私は思っています。というのは、この業者がどうこうというわけではありません。たまたまこの業者を私例に挙げるのでありますから。例えば今の選定の資料がありますが、これ見ますとこういうふうになるのです。先ほどもありましたが、このことは言わなくて、委員の構成も私は悪いと思えますけれども、これ10人いるわけです。職員が5人、民間の選任が5人と。それと、これを見ますと、一番多い人は、100点というのは満点です。それから、低いのは55.6と。クリアできないというのもあるわけで、こういう中身なのです。トータルして68ということで一つの施設を、二つのうちの一つにしる大体同じ1点違いで、次は67ですか、こういう数字ですが、クリアしている。60点以上ならいいというのだからクリアしているのですが、中身を見るとこういうことがあるのです。さらに、細目を見ると、やはり議論しなければいかぬ場面が私あるのではないかというふうに思うのです。ですから、それはすべて明らかにして、審査する委員のある面では評定をするように思われるが、そうではないので、審査員は公平な目で審査をして妥当かどうかを選ぼうというのですが、自信を持ってそれはどうぞ私らに公表してください。本来言う人を選ばなければいかぬです。そういう意味では、総務文教委員会そのあたりのそういう審査の評定の妥当性なんか分かるような資料が出たのかどうか、そのことをお聞きをいたしたいし、先ほども返事がありましたが、やっぱり審査員については少し中身の構成を考える必要があります。選定委員です。例えば厚生でしょうか、視察に行った資料を見せてもらった。横浜の例があります。この場合には恐らく7人民間人なのですから、あそこは

10人構成ではないかなと。構成メンバーの人数が書いてありませんでしたが、恐らく職員関係が3名おるのだと、こういうふうに思いますが、そういうような構成についてもやっぱり民間の広く声を聞いて妥当な線を出すという、このことは検討する必要があると思いますが、答えに出ていましたが、改めて聞いて終わりにいたしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 評価がどうであったかという確認というところで、大変総務文教、厚生、産業経済、3常任委員会苦勞をいたしました。ぜひ建設常任委員会の方々にもそのことをご理解いただきたいのです。9時を過ぎても資料が出ないというふうな状況があったと聞いております。そういったところで、私ども議会としては一致をして資料の透明性、公開を求めた結果、出たのは5名の職員の氏名を伏せた採点であったと。ここまではお互いに歩み寄ったというところでありますけれども、今後はさらなる透明性を求めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第125号及び議案第126号、議案第128号、議案第209号、議案第221号、議案第228号、議案第237号から議案第240号まで、議案第243号についてを採決いたします。

以上10議案は、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、指定管理者制度に係る案件を除くすべての案件であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第132号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第133号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第134号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第135号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第136号 佐渡市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第137号 佐渡市両津屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第138号 佐渡市両津農村広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第139号 佐渡市サン・スポーツランド畑野の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第140号 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川ふれあい集会所）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（平泉地域活性化センター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（マリンスポーツハウス）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サン・スポーツランド畑野）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第141号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第142号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第143号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第144号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第145号 佐渡市健康保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第146号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第147号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第148号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第149号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例の制定について。以上9議案は、地方自治法の改正により、公の施設の管理について平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、当該施設の設置条例について、改正、整備を行うものであります。その主な内容は、1、指定管理者による管理、2、管理の基準、3、業務の範囲、4、利用料金等の項目を新たに設け、既存条項についても精査を行ったものであります。審査の結果、議案第142号から議案第144号まで並びに議案第146号については、原案どおり可決すべきものとして、また議案第141号、議案第145号、議案第147号から議案第149号までについては、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。なお、以下3議案について、次の意見を付し

ます。

意見。1、議案第142号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。当該施設の行う事業については、第3条第1項第2号において、「高齢者の健康及び福祉の増進を図るために必要な事業に関する事」と規定されているが、現状では高齢者以外の利用も多く、条文と実態が乖離しているため、検討されたい。また、当該施設については、公の施設たるべき必然性に乏しいと思料するので、譲渡等について検討されたい。

2、議案第143号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。当該施設は、「畑野デイサービスセンターやわらぎの里」と一体となった施設であるため、管理運営費の一部については両施設が一括して経理しているが、この按分についてはより一層明確化されるよう検討されたい。

3、議案第144号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の制定について。当該施設の設置については、第1条において、「老人等に対し、休養、集会、レクリエーション等のための場を提供することにより、老人等の心身の健康の増進に寄与するため」と規定されているが、現状では高齢者以外の利用も多く、条文と実態が乖離しているため、検討されたい。

議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野老人福祉センター寿楽荘）。議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂老人福祉センターおもと）。議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者コミュニティセンター）。議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里、畑野デイサービスセンターやわらぎの里）。議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人休養ホームこがね荘）。議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ）。議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）。議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井健康保養施設金北の里）。議案第182号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂健康保養センター新穂湯上温泉）。議案第183号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉保養センター松泉閣、畑野農村休憩施設）。議案第184号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野健康保養センターゆとりぴあ真野）。議案第185号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木健康保養センターおぎの湯）。議案第186号 公の施設に係る指定管理者の指定について（保養施設いこいの村佐渡）。議案第187号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ）。議案第188号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターしゃくなげ）。議案第189号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）。議案第190号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）。議案第191号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターかんぞう）。議案第192号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井デイサービスセンターしゃくなげの里）。議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂デイサービスセンター）。議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里）。議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし）。議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）。

議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木短期入所施設つくし）。以上24議案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者の公募を行った公の施設について指定の申請のあった団体等のうち最も適当と認める団体等を選定し、その選定した団体等を指定管理者として指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、議案第176号から議案第178号まで並びに議案第186号については、原案どおり可決すべきものとして、また議案第174号及び議案第175号、議案第179号から議案第185号まで、議案第187号から議案第197号までについては、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。なお、議案第191号について少数意見の留保がありましたことを申し添えます。

議案第222号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ802万2,000円を減額し、予算総額を62億7,335万7,000円とするものであります。歳入では、繰入金金を802万2,000円の減額とし、一方歳出では、総務費において職員の異動等により人件費を802万2,000円の減額、諸支出金を472万8,000円の増額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第223号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額を92億4,149万9,000円とするものであります。歳入では、繰入金を23万9,000円の増額とし、一方歳出では、総務費において職員の異動等により人件費を23万9,000円の増額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第224号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,575万3,000円を追加し、予算総額を52億6,975万3,000円とするものであります。歳入では、繰入金を4,534万円の減額、繰越金を9,109万3,000円の増額とし、一方歳出では、総務費において職員の異動等により395万3,000円の増額、介護認定審査会システム更新等により介護認定審査会費を670万7,000円の増額、諸支出金を3,446万7,000円の増額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第227号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、予算総額を4億7,275万5,000円とするものであります。歳入では、繰入金を1,000万円の減額、繰越金を1,055万5,000円の増額とし、一方歳出では、職員の異動等により人件費を1,356万7,000円の減額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第229号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、収益的収支において、共済組合負担金追加費用に係る一般会計からの補助金を53万1,000円増額補正し、収益的収入の累計予算額を29億8,300万2,000円とするもので、一方職員及び臨時職員の異動等に伴う人件費を903万3,000円増額補正し、収益的支出の累計予算額を32億3,109万6,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第242号 旧両津ごみ焼却場解体撤去工事請負契約の締結について。本案は、旧両津ごみ焼却場解体撤去工事について、平成17年9月20日に入札を執行したことにより、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める請願。本案は、国の責任で高齢者が安心して介護を受けられるよう、国庫負担を増額して介護保険制度を改善するために、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第191号については、金光英晴君から会議規則第39条第1項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今191号について少数意見が出されておるといふことでございましたが、私どもがもらっておる委員会の委員長報告の中にはそれが入っておりません。今口頭であったようですけども、そうしますと書類になくても後でつけ加えれば何でもいいのだよといふふうに議長並びに事務局は判断したのですかどうですか、お聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

このことにつきましては昨日議会運営委員会を開きまして、当然今のことを協議をさせていただいたところでありまして。議会運営委員会の日程の中にこのことが議論されたということは承知おきの方がおられると思いますが、この少数意見の報告書の配付につきましては、事務局のミスによりまして委員長報告と同時に配付することができなかつたわけです。今肥田議員おっしゃるとおりであります。したがって、今回に限りこの趣旨を十分理解を皆さんにお示しいただいたといふことでございますので、理解お願いいたします。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今る議長の方から弁解がましいことがございました。しかし、見ておりますと議会運営委員長の方は、違うよ、うちはやっていないよという首を横に振っておるようでございますが、これは議会運営委員会のことについては私どもわかりませんので、しかるべき報告があればそのように求めたいと思ひますし、事務局の方にあつたからどうだからと、今回を特例としてと、そういったことをいつでもやっておつたらこれ大変なことになるでしょう。そのために委員会の委員長報告が出されておるのでしょう。それを無視して議長の手元で好き勝手なことが随時できるということになったら、議会ルールも何もないことになるではないですか。その辺をはっきりしてもらわないと、これは本来ですと少数意見は委員長の報告書にないのだから認めるわけにはいかないということになるのですが、その辺は議運の委員長の報告も求めながらもう一回事務局並びに議長の答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答え申し上げます。

遅ればせながらきのうの段階で議場配付したことは承知のとおりであります。この配付をしたことによつて議会運営委員会では、これを了としましようといふことで解散をしたといふ経緯であります。

猪股議会運営委員長。

○議会運営委員長（猪股文彦君） これは、佐和田のこの議場との関係のこともあり、物理的なこともあつ

たと思うわけですが、私ども議会運営委員会には今肥田議員がおっしゃった資料は届いておりました。その時点で議場配付終了ということになっておりましたので、私はこの議場に当然配付されたものということ承知で議会運営委員会を開催し、今質疑、討論等について審査をした結果、そのとおり認めるということになったということでございます。今議長の説明ではちょっとわかりにくいかと思っ、私がここで説明するのはいかがなものかと思いますが、そういう経過であったということをご承知おき願ってお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） さて、そういたしますと、委員会の委員長報告にはなくても、書いていなくても、そのときに、ああ、これはまずいわということにつけ足して口頭で報告をしても有効だというふうに議会事務局並びに議長の方では判定をするということ間違いはないですか。この後そうしますと、報告書とは違うものがどんどん出てくるということの前例に考えてよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

---

午後 3時27分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

議会事務局長より報告をいたします。

○事務局長（佐々木 均君） ご迷惑をかけております。それでは、私の方から報告をさせていただきます。

ただいま問題になっております少数意見書の配付につきましては、委員長報告と同時に配付するものがございます。昨日の場合、委員長報告と同時に配付することができませんでした。ただし、議運の委員長が申し出ておりましたように、議運が開催された直後でございましたけれども、遅ればせながら議場配付をさせていただきました。いずれにしましても、ミスはミスでございまして、改めまして混乱を起こしまして大変申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） とんでもないことをやってはだめです。議場の責任はすべて議長です。事務局がかわりに謝るなんていうのは前代未聞です。休憩とってやり直しなさい。だめだ、そんなのは。何考えておるのだ。事務局が本会議場で謝るなんてとんでもない話だ。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

私が前段申し上げたのは、遅れては配付されましたけれども、議会運営委員会等で協議をした結果こういうふうになりましたということをお知らせしました。したがって、事務的なことについて今局長から報告をしていただいたということでございます。内容につきましては、前段申し上げたとおりであります。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） とんでもないです、やっておることが。前代未聞です。議会に、ここへ持ってきたことについて、進行に当たって不手際があったからと本会議場で議会事務局長がわびるなんていうことがあってはならぬ。すべての責任あなたかぶらなければだめでしょう、不手際があったとしても。それをわ

びて済まそうなんていう姿勢はだめです。議会の権威失います、そんなこと言ったら、議長。だめです、そんなやり方。巻き戻しなさい。あなたが今の説明しなさい。局長がやるべきことではない、こんなの。とんでもない、本当に。あなたが今の説明するのだ。局長が謝るなんてとんでもない。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

ただいま申し上げたとおり、私の見解を事務局がご報告申し上げたということであります。

少数意見者、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 少数意見報告書。

厚生常任委員、金光英晴、賛成者、加賀博昭、中川隆一。10月5日の厚生常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第100条第2項の規定により報告いたします。議案番号・件名、議案第191号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターかんぞう）。

意見。本議案は、両津デイサービスセンターかんぞう（定員8名）の指定管理委託を佐渡市社会福祉協議会に3年間行うという提案であります。委託料については、議案第221号、一般会計補正予算（第4号）、債務負担行為補正で平成18年度から平成20年度までの3カ年で1,800万円の限度額が設定されています。年間600万、3年間で1,800万円の根拠をただしたところ、執行部は「本施設は、本年5月に開業した施設であり、過去の類似施設の立ち上げに際しては利用率が上がらず、赤字が出ていた。経営が安定するまでの3年間ぐらいは補てんが必要である」とのことでありました。

しかし、審査最終日になって同僚議員が事実関係を調査したところ、試算では定員8名のところ平均利用を4人と見込み、871万8,380円の収入を見込んでおりました。それに対しことし5月から9月末までの5カ月間の利用実績は、平均7.2人、利用率90%であり、このまま推移すれば今年度は1,540万円、12カ月換算をすれば1,670万円の収入が見込まれますことが判明し、執行部に確認したら、そのとおりとの報告を受け取りました。結果として執行部は虚偽の説明をしたことになり、このまま議決することは議員としての資質を問われますでしょうし、第一市民が許してくれないでしょう。

同僚議員はこれを円満解決するため、この議案を継続審査とし、12月議会に審査終了してはどうかと提案いたしました。これを採決したところ、根拠を明確にしないまま多数で否決されました。この事実を明らかにして本会議採決を求めて少数意見を留保し、報告するものであります。少数意見は、継続審査であります。良識ある議員諸氏の皆様、ご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、つけ加えますが、継続審査をした者は、債務負担に意見をつける道もあるが、一義的には付託を受けた議案の審査を進めた委員会の処理が先で、あわせて債務負担に意見をつけるのが筋であると主張いたしました。しかし、採決では、継続審査か債務負担に意見をつけるかの採決ではなく、継続審査に賛成か反対かの採決になったものであり、その採決後債務負担に意見をつけるか否かの採決があり、債務負担に意見がつくことになったものであります。

継続審査を提案した者は、「行政が相手に話をしやすいように議会の意思を明確にした方がよい。また、行政のふまじめな議会説明を反省させるためにも審査を継続させるべき」とのことでありました。このことは、市民に聞かれましても至極当然のことです。市民に信頼される議会とするためにも、良識ある議員諸氏のご賛同を重ねてお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 3時40分 休憩

\_\_\_\_\_

午後 3時47分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

先ほど通告順にご発言をお願いしたところであります。しかしながら、皆さんのお手元に配付をいたしております討論通告表を見るに当たりましては、議案番号順ということになっております。したがって、議案番号順から討論に入らせていただきます。したがって、金光英晴君と村川四郎君がかわりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

初めに、金光英晴君。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ほかの諸君のやつは賛成、反対の討論があるということなのです。しかし、賛成討

論というのは普通はないのです。したがって、あるのはこの少数意見が留保されておる問題だけなのです。したがって、議会事務局の順序はどうなっておるかわかりませんが、委員長報告と少数意見報告書という報告が同時になされたものは最優先でこれを処理してしまわなければならない。ところが、今のようなやり方やると、同じ熊谷委員長が報告したものの扱いのために内容が混乱をしてしまうと。これは、まさに議長の議場指揮権にかかわることなのです。それでもあなたひとつ難しいのをやって議員困らせてやろうというのならそれは結構だけれども、そうではなくて筋からいけば少数意見報告書のあるものを先に抜き出して処理してしまうと、これが筋なのです。一応筋論を申し上げておきますので、あとは議長においてご判断を願いたい。そうすればあとはスムーズにいくと、こう思う。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

ただいま加賀議員の議事進行発言に対するお答えを申し上げますが、今後今の点については議運等で協議をしながら進めてまいりたいと思います。今回はその通告どおりと、先ほど申し上げました順番どおりに進めていきたいということでありましたが、議案番号ということで処理をさせていただきたいと、このように考えております。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） 議事進行者の加賀議員の言われるのも一理ある。だが、議長の言われるのもわからぬでもない。しかし、議場がこういうふうになった場合には一たんこれを休憩して、議会運営委員会を開いて、手順を再協議して新たに再開するという方法が現時点ではいいのではないかと、このように思いますから、議長においてそのようにお取り計らい願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

そのことを踏まえてこちらサイドで議事の進め方を研究しているわけですがございませぬけれども、今申し上げたように145号から討論通告になっておりますので、今申し上げました金光英晴君からお願いしたいと思っております。

金光英晴君、再度お願いいたします。

金光英晴君。

〔38番 金光英晴君登壇〕

○38番（金光英晴君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第145号に対する反対討論をさせていただきます。

本議案は、地方自治法の改正により、公の施設の管理について平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、健康保養センターの設置条例について改正整備を行うものであり、施設についてはワイドブルーあいかわ、ビューさわた、金北の里、新穂潟上温泉、松泉閣、ゆとりぴあ真野、おぎの湯の7施設であります。指定管理者制度につきましては、総務文教、産業経済、両常任委員長報告に厳しい意見が付されております。制度が初めてということもあるのですが、執行部の対応が余りにもお粗末であり、制度をおよそ理解しているとは考えられず、合併とは何かをいまだに理解していないと言わざるを得ません。私は、孫子の代まで過重な負担を残すべきではない、また市民に過重な負担を求めるべきではないという思いで昨年6月議会から行財政改革についてずっと述べてまいりました。さきの6月議会でも、

指定管理者制度についてただしてきたところであります。

この後行財政改革等調査特別委員長報告がありますが、その報告に添付されている資料が皆様のお手元に配付されていると思います。資料2について、今議会の初日に皆様に配付されたものと同じであります。行財政改革等調査特別委員会では、指定管理者制度について精力的に調査したことを各常任委員会の審査に役立ててほしいと配付させていただいたものであります。行財政特別委員会においては、この調査意見書は全会一致で決したものであります。私はこの特別委員会の構成員であり、この報告に背く行動はとれないとの立場から、反対討論を行うものであります。

我が厚生常任委員会には、行財政特別委員会に所属する者が7人もおります。しかし、賛成多数で特別委員会の意思が覆されたことは、議会人の常識を逸していると言わざるを得ません。公費を使いながら現地視察を含め10日間も議論を重ねた報告だけに、断腸の思いであります。こんなことを重ねていたら我が佐渡市議会は、市民に見放されてしまうでしょう。また、他自治体の議会には物笑いの種にされてしましましょう。この議案の各施設の委託料の合計は、1億6,089万5,000円であります。このまま通してしまえば改革は先送りされ、これからますます厳しくなる財政に悪影響を与えかねません。市民に過激な負担をかけないようにするためにも制度のスタートから見直しをし、残すべき施設を精査して制度に移行すべきと私は考え、本案に反対するものであります。良識ある議員諸氏のご賛同をお願い申し上げ、反対討論いたします。

〔「議長、議事進行をやらせてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議事進行、大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 議長、あなたのやり方の中で、村川さんが先ほど指名して途中でやめたことはどうなるのですか。議事録上ちゃんとそれは生きておるのです。そうであるならば、前回の村川さんの発言は議長職権によってこれを撤回し、議事録から削除させてもらいたいが、いかがですかというあなたの発言がない限り、村川さんはこれどうなるのですか。宙ぶらりんなんていうものではありません。ですから、私は今金光発言に云々というのではない。手法上そこに瑕疵がありますということ言うておる。局長と打ち合わせをして、即時に村川発言に対して、議会に対して撤回をさせて、議事録を削除させていただきたいと、そういう発言をお願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 3時58分 休憩

---

午後 3時58分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

---

---

---

---

---

---

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 4時00分 休憩

---

午後 4時30分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

この後の議事の流れについてまず申し上げます。現在の本会議は、議案第145号に対する金光英晴君の反対討論が終結した状態であります。したがいまして、議案第145号に対する採決をまず行います。次に、指定管理者以外の案件について一括して採決し、引き続き指定管理者の案件について議案番号順に採決を進めます。討論通告のあった議案につきましては、討論の後直ちに採決を行うものいたします。

---

発言の取り消し

○議長（浜口鶴蔵君） なお、先ほど村川四郎君の討論を宣告いたしましたでしたが、まことに申しわけありませんが、これを議事録から削除するものであります。ご了承いただきたいと思えます。

---

○議長（浜口鶴蔵君） これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第145号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声がありますので、投票による表決は、人事案件を除き、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要といたします。

投票に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と

記載の上、1番から議席番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 42票

反対 16票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第222号から議案第224号まで、議案第227号、議案第229号、議案第242号について採決いたします。

以上6議案は、厚生常任委員会に付託した案件のうち、指定管理者制度に係る案件を除くすべての案件です。

本案は委員長の報告のおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第141号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のおり可決いたしました。

次に、議案第142号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次、議案第143号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第144号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次、厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第146号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第147号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第148号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第149号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野老人福祉センター寿楽荘）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂老人福祉センターおもと）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里、畑野デイサービスセンターやわらぎの里）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人休養ホームこがね荘）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第180号について討論を許します。

村川四郎君。

〔30番 村川四郎君登壇〕

○30番（村川四郎君） 何度か水を差されましたけれども、3度目の正直でまた出てきました。議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）について、反対討論をさせていただきます。

先ほどの議案第145号、金光議員の反対討論と共通するのですけれども、今回の指定管理者制度の導入に関しましてはいろいろと多くの問題があるということで、今回の公共温泉の施設の指定は9カ所全部出たわけなのですけれども、本来指定管理者制度の導入というのは、その趣旨は民間活力の導入によるサービスの確保と経営の改善が目的です。しかし、今回の内定の結果、9カ所の公共温泉は直営であった真野と小木の温泉が新潟の民間組織に変わるだけで、あとの七つの温泉は現状と何も変わらず、公共の団体の経営のままです。この指定管理者制度の導入を機会に一番参加してほしかったのは地元の民間団体ですが、1施設も内定されませんでした。

社協が経営する国仲の5カ所の温泉はすべて民間の団体組織も応募していたわけでありますが、指定管理の指定に関する条例の2条と5条の解釈を素直に生かせば、民間の団体が優遇され、公共の団体は参加資格はなくて、おりるべきでありました。すなわち現時点では、社協への指定管理を委託をして、赤字経営となったときの責任について説得力のある市側の回答はありません。社協はご存じのように非営利団体であり、年功序列の天下り型の組織でもあります。そして、社協の施設の管理権限と責任は佐渡市であり、法律上の最終的な赤字責任も佐渡市となります。さらに、修理とか補修費などにも金額的な歯どめはかかっていません。

このビューさわたの温泉施設には4社が応募していますが、現在次点となっている民間団体は審査の合計点も100分の60点以上の合格点を満たしています。66点です。審査点数も、請負金額の条件も、社協の1,890万、その団体の1,898万とわずか8万円しか差がありません。よって、指定管理者制度の趣旨からも、本議案の成立に反対の意を表するものです。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第180号についての討論は終結いたしました。

---

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中でありますが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

---

○議長（浜口鶴蔵君） これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第180号 公の施設に係る指

定管理者の指定について(さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター)を採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 投票の声がありますので、投票による表決は、人事案件を除き、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要とします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(浜口鶴蔵君) 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(浜口鶴蔵君) ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(浜口鶴蔵君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(浜口鶴蔵君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長(浜口鶴蔵君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(浜口鶴蔵君) 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛 成 40票

反 対 18票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井健康保養施設金北の里）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第182号について討論を行います。

村川四郎君。

〔30番 村川四郎君登壇〕

○30番（村川四郎君） 議案第182号について、反対の討論をします。

佐渡市条例27号の佐渡市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例は、厚生委員会や産経委員会、総文の委員会からも問題点を指摘されていますけれども、現在の行政側の解釈を適用すれば、公共の団体が2条で優遇され、5条の1で頼りにされ、4条の5で市長の特別扱いを受けられる仕組みになっています。これまで佐渡市の指定管理者制度は、公共の団体が手を挙げてしまえば民間が参入して企業チャンスをつかむことは非常に難しい。その結果、今回社協に内定した五つの施設すべてに民間等の複数の応募があったのに何も変化がない結果になっています。

今回応募した次点の団体は、5施設中3施設が60点以上を超えています。この182号の新穂の施設も67点で、管理運営費は社協よりわずか14万高いだけです。この制度は、趣旨どおりに運営されれば民間にとって絶好のビジネスチャンスでありまして、行政依存体質の悪い流れを断ち切って佐渡に新しい流れをつくり出すためにも民間のパワーを導入すべきであり、本議案の成立に反対いたします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第182号についての討論を終結いたします。

議案第182号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂健康保養センター新穂湧上温泉）を採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま投票を求める声がありました。

投票による表決は、人事案件を除いて、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要とします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、1番から議席順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名いたします。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 41票

反対 17票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

次に、議案第183号について討論を行います。

村川四郎君。

〔30番 村川四郎君登壇〕

○30番（村川四郎君） 議案第183号に反対討論をさせていただきます。

私は、決して社協に対して意地悪や悪意を持ってこの反対討論をしているものではありません。これは、あくまでも佐渡市のためということでご了解をいただきたいと思います。今回52出されました多くの施設のうち、社協は約7割ほどの指定が内定しています。指定管理者条例で公共の団体が守られ、さらに選定委員の半分が市の職員であります。今回のこの議会におきましても、先ほどの総務文教委員長の報告にもいろいろと今回の制度の実行において問題点が挙げられていました。選定委員の皆様方の名前が公表されないような不透明な形で採点がされています。今回の採点方法は、ある意図をもって採点を行えばとても民間が参入する余地が出てこなくて、佐渡市の指定管理者制度は有名無実のものとなってしまいます。市の行財政の改革は、ますます遅れることとなります。この183号の畑野の施設におきましても、次点の団体は64点と合格点をとっていますし、運営経費もわずか20万高だけということです。1日でも、1社でも多くの民間活力を導入するためにこの議案は廃案として、12月または3月の議会に再公募した結果の民間への移行を促すものでございます。というような理由によりまして、この議案の成立に対して反対いたします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第183号についての討論を終結いたします。

議案第183号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉保養センター松泉閣、畑野農村休憩施設）を採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声があります。

投票による表決は、人事案件を除いて、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要とします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案については、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員59名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 41票

反対 17票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第184号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野健康保養センターゆとりぴあ真野）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第185号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木健康保養センターおぎの湯）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第186号 公の施設に係る指定管理者の指定について（保養施設いこいの村佐渡）を採決い

たします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第187号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数です。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第188号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターしゃくなげ）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第189号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第190号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第191号について討論の通告がありますので、討論を行います。

まず、反対討論を許します。

加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） 議案第191号、両津デイサービスセンターかんぞうの問題について、少数意見に賛成の立場から委員長報告に対して反対と、こういうことで討論をいたします。

今度の指定管理者にかかわる議会提案並びに議会審議を通じて、行政がいかにか議会を軽んじてとるか、

行政がいかに関心をもちようとしておるか、まさに如実にあらわれたのがこの議案第191号であります。どういふことかといいますと、これについては1年間に600万、3年間に1,800万お金を持ち出して委託をしますと、こういうことでございます。その根拠となったのが、8人規模のデイサービスに大体需要率45%と、こういうふうに見まして、収入総額が約870万。したがって、赤字補てんということでこれだけの金を出さなければならぬということが議会に提案をされておったわけでありまして。運がよかったか悪かったか、市長にとっては不運であったかわかりませんが、私が調査をしたところ、実に需要率93%ぐらいだったのです。そうしますと、収益、つまり収入金額は870万ではなくて1,600万。これ倍ぐらいになると。それを発見をいたしまして行政にただしたところ、そのとおりでございますというわけだ。こんなわけのわからぬことがあったわけでしょう。はい、いいですと我々が認めることができますか。市民の皆さん聞いてくださっておるでしょう。

だから、これは12月議会まで継続審査にしてよく中身を調べてみましょうと、極めて仏の加賀が提案したのですから、穏当でございます。そして、12月議会になったらもう少し詳しい数字が出てくるでしょうと、それを見て決着をつけてもなお3カ月余裕があるのだからいいではないですかと、こういう提案をいたしました。わずかの差でございますけれども、否決をされました。これは、議員の名誉のため申し上げますが、この穏当な提案を否決したのが、島倉武昭君、稲辺茂樹君、白木優君、池田寅一君、根岸勇雄君、梅澤雅廣君、そして副議長である岩野一則君、こんなふうにしてこの人たちが頑張ったけれども、その差は1票差であります。したがって、先ほど金光君が少数意見の報告の中で、これは本会議で決着をつけてもらいたいから少数意見の留保をして報告をしますと、こういうことでございます。

市民の皆さん、今回この指定管理者で佐渡市が出すお金の総額というのは、何と7億5,437万5,000円でございます。そのうちのたった一つのちいちゃなデイサービスで800万ぐらいの差が出てきたのです。そうすると、果たしてこの7億何がしというお金の中に、このデイサービスかんぞうのようなものがあるだろうということは予想されるのです。だからこそせつかく見つけたこの一角について継続審査にして頑張らましよう、調査をしてもらいましよう、こういうことなのです。この道理ある提案が否決をされたのです。ご案内のように、今回の指定管理者委託にかかわる債務負担金額を含めて私どもは審査をしましたが、どうですか、皆さん。資料を出せと言っても出さなかったでしょう。議会が2日間空転して交渉した結果、指定管理者の評価をした委員の半数、しかも市役所の職員の実名を消した資料しか来なかった。それから、経営の内容を示すものもやっとなこすつとこ出てきたということでございます。

私は、この問題を通じてはつきりさせなければならぬことがあるのです。それは、もっと市長部局は議会を信じて、議会を信じるということは市民に対して公表するということなのです。私たちは、その資料の半分しかいただかないままにこれを採決しなければならないということになったわけでありまして。その困難な中でも、私どもが明らかに1,800万のうち恐らく1,000万は支出しなくてもいいだろうということを見つけたわけでありまして。

私は、これを否決しましようと言っておるのではないので、継続審査にしてなお様子を見て、そして基本的には社会福祉協議会に委託をするということについては反対をしないのだ。内容吟味に3カ月の時間が欲しいと、こういうことだったのです。それがこういう形で否決されたのですが、まことに残念であります。恐らくこれから採決は投票ということになるろうかと思っております。委員会で委員長報告に賛成した人も、

私の討論を改めて聞いて心を入れかえることは何ら妨害するものではございません。

それから、ぜひひとつ一つぐらい市民の皆さん方に説明のできる議会の態度表明が私欲しいと思うのです。否決するのではないのです。3カ月間の審査猶予をいただきたいと情熱を込めて、そして実はアスベストの影響でしょうか、ちょっと調子が悪いのです。この施設の2階がアスベスト、あそこでちょっと2年もおりましたので、きょうはぐあいが悪くて救急車で行かなければならぬような状態なのでございますけれども、この討論だけをやって救急車に乗ろうと、こういうことできょうは元気を出したのでございますので、その点に免じて佐渡市の議会の良心にかけてぜひひとつ継続審査にご賛同いただきたい。そして、金光英晴君が本当に断腸の思いでこれを提案するのだと、こう言っておった彼に花を添えてやっていただきたいということを最後をお願いをして、私の委員長に対する反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、賛成討論を許します。

稲辺茂樹君。

〔8番 稲辺茂樹君登壇〕

○8番（稲辺茂樹君） 議案第191号に賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、過疎地における福祉サービスを担う非常に重要な施設である両津市デイサービスセンターかんの管理を指定管理者制度のもと社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。反対者のご意見にありました予算面でございますが、議員経験豊富な中にも少しばかり曇りが出てきたのかなと思われる点がございます。と申しますのは、本議案第191号はこの施設の指定管理者の指定を決めるものでございまして、その議案の中にはかかる予算の議案は一切ございません。まず、このことを皆様にご理解いただいた上で賛成の理由を述べさせていただきます。厳しい委員会審査の中及び私の聞き取り調査等により次のような経過がありますので、議員各位の良識あるご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本施設は平成17年3月末に完成し、同年5月から運営を始めたものであります。17年度の収支については開設当初と実績もないことから、近年運営を始めた類似施設のデイサービスの実績等を参考に当初の予算計上をしたものでございます。歳入は、1日当たり定員8名に対し、当初利用率は50%の4人、営業日数を5月から翌3月までの11カ月で算定して約870万円余りを見込んでおります。歳出は、施設長賃金として11カ月分の業務委託料を合わせ約1,980万円を見込んでおります。収支差し引き約1,100万円余りの赤字を見込んだ当初予算でございました。指定管理者の募集に当たり、平成17年度当初予算額を参考に委託料を算定しております。歳入については、1日当たり利用率を75%、約6.0人と見込み、年間営業の12カ月で算定し、約1,420万円、歳出では職員5人分の人件費と事業費を合わせ2,050万円を見込んでおりました。収支差し引き約630万円の赤字見込みですが、利用率を上げることにより委託料600万円で運営可能と判断し、今回の公募に上限額600万円と決定されたものです。

しかし、厚生常任委員会の委員諸公の真剣なる審議の結果、現状では議員諸公の審査の結果とあわせ、現場の職員の方々の努力の結果、当施設は1日平均7.2人、利用率90%ということが判明いたしました。しかし、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、本191号議案はこの予算に関する議決事項ではございません。そして、事務局の担当課の説明によれば、この委託料は今後協定の段階で現状に合わせて協定を結

んでいく委託料の減額が図れるものと委員会を通して約束されております。よって、本191号議案は、滞りなく賛成するものところにご意見申し上げます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第191号についての討論を終結いたします。

議案第191号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターかんぞう）を採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声がありました。

投票による表決は、人事案件を除いて、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要といたします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名いたします。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開 票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛 成 38票

反 対 19票

白 票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第192号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井デイサービスセンターしゃくなげの里）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂デイサービスセンター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木短期入所施設つくし）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 6時00分 休憩

---

午後 6時10分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第124号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成17年7月20日に施行した佐渡市農業委員会に関する条例について、平成17年8月1日からの両津地区及び小木地区の字の名称変更に伴う選挙区区域名の変更を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第150号 佐渡市真野農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第151号 佐渡市小木特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第152号 佐渡市中興資源活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第153号 佐渡市畑野農村休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第154号 佐渡市佐和田大佐渡交流活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第155号 佐渡市新穂就業改善センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第156号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第157号 佐渡市小木ダイビングセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第158号 佐渡市素浜青少年海の家設置及び管理に関する条例の制定について。議案第159号 佐渡市羽茂温泉保養館の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第160号 佐渡市高齢者生活活動施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第161号 佐渡市羽茂森林総合利用休養館の設

置及び管理に関する条例の制定について。議案第162号 佐渡市羽茂ふるさと資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第163号 佐渡市赤泊ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第164号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第165号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第166号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第235号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の制定について。以上18議案は、指定管理者制度に係る同趣旨の議案であります。改正された地方自治法に基づき、本市の公の施設の管理について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、それぞれの公の施設の設置条例についてその内容を整備する必要が生じたので、各施設の設置条例を制定、改正するものであります。その主な内容は、指定管理者による管理、管理の基準、業務の範囲、利用料金等の項目を新設するとともに、それに伴う所要の整備を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）。議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）。議案第200号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中興資源活性化センター）。議案第201号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂就業改善センター）。議案第202号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）。議案第203号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）。議案第204号 公の施設に係る指定管理者の指定について（素浜青少年海の家）。議案第205号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生活活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ボアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）。議案第206号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）。議案第207号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）。議案第208号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。議案第236号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）。以上12議案は、公の施設に係る指定管理者の指定についての同趣旨の議案であります。公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき指定管理者の公募を行った公の施設について、指定の申請のあった団体等のうちから適当と認める団体等を、また公募に対し申請する団体がなかった公の施設については、選定の特例により選定した団体等を指定管理者に指定したいとして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。一つ、議案第198号及び議案第208号について、当該施設における指定管理者候補の代表者は市長である。公募ということを考えれば公平を期すため、市長は代表者を速やかに辞すべきである。

二つ、議案第201号について、当該施設は建設当時から指定管理者候補となった新穂商工会が無償で借り受け使用してきたものである。公の施設を特定の団体が使用するという事を考えれば、市に対して賃借料を支払うべきである。

三つ、議案第236号について、当該施設の指定管理者選定に当たっては「公の施設指定管理者候補選定基本方針」に照らすと一部問題がある。指定管理者候補選定という重要事案の処理に当たっては、その取

り扱いに慎重を期すよう特に注意すべきである。

議案第210号 新たに生じた土地の確認について（潟端地内）。議案第211号 字の変更について（潟端地内）。以上2議案は、新潟県が加茂湖（潟端地区）において、加茂湖地区大規模保全事業により施行した漁業施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たことから、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域変更」について議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第212号 新たに生じた土地の確認について（片野尾地内）。議案第213号 字の変更について（片野尾地内）。以上2議案は、新潟県が水津漁港（片野尾地区）内において、漁港修築事業により施行した漁業施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たことから、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域変更」について議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第241号 公有水面埋立てに係る意見について（片野尾地内）。本案は、新潟県が平成17年度から平成20年度において実施する水津漁港（片野尾地区）地域水産物供給基盤整備事業により、漁港施設用地を造成するため公有水面を埋め立てることについて、新潟県知事から意見を求められているので、異議のない旨を述べるものとして、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第14号 遺伝子組み換え稲の栽培実験中止を求める意見書の提出を求める請願。本請願は、上越市の独立法人北陸センターで遺伝子組み換え稲の野外圃場実験が始まったことに対し、安全、安心の環境保全型農業を守るために、中央農業総合研究センター北陸研究センターにおける遺伝子組み換え稲の野外圃場実験の即時栽培を中止するよう政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第2号 地域経済の活性化などを求める請願。本請願は、政府が財政再建を最優先した歳出削減のため、財政負担の地方への転嫁や社会保険制度見直し、地方における公務員賃金を一方的に引き下げようとしていることは、ほかの労働者の賃金にも影響を与えるばかりでなく、公共サービスの低下や個人消費の低迷と地域経済の疲弊を招き、さらなる地域格差をもたらすこととなるので、地域経済の発展を促進するため、国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第4号 ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める請願。本請願は、我が国のパート労働者が全雇用労働者の約4分の1を占めるようになったが、労働条件は厳しく、正社員との賃金格差は依然大きいものがあるので、パート労働者の権利と労働条件を確保するためにILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を国会及び政府に求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 生活保護基準以下の新潟県最低賃金の抜本改正を求める請願。本請願は、佐渡市において国が定めた「最低限度の生活」よりも、現に働いている人たちが「生活保護基準以下」の生活を余儀なくされているとして、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制

化について国会及び政府に対して意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第13号 米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願。本請願は、BSEの発生源が現在科学的に解明されず、BSEに対する国民不安が続いている中、政府が米国产牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めていることは、消費者不安を増大させるもので、拙速な輸入再開を行わないよう、また国内においても全頭検査の見直しはBSE対策の実効性が確認された後に行うことと、各自治体が行う全頭検査に対する財政措置を継続するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 議案第236号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、このことについて委員長のご報告に対して質問いたします。

意見の3番目に、この236号について、当該施設の指定管理者選定に当たっては「公の施設指定管理者候補選定の基本方針」に照らすと一部問題があると、指定管理者候補選定という重要事案の処理に当たってはその取り扱いに慎重に期するよう特に注意すべきということであります。もとよりこの指定管理者制度における議会の役割というのは、指定管理者の指定は議会の議決を経るという極めて重い行政処分であること、さらにこの指定管理者にとってはかなりメリットのある受益的な行政処分であるという大前提があるわけであります。したがって、この選定に当たってはきちっとした形で行わなければならない。この意見のとおりであります。そういったしますと、ただ一部問題があるということではなく、これが明らかに間違っているとすれば、これはそのまま認めるわけにはいかないのではないかと私は考えます。したがって、この選定の経過。

それと、この前委員会で私が傍聴していたときに、市川商工課長は条例が基本方針に優先するというふうな法解釈をしておりますが、私はこれは全く間違いだと思います。この条例の目的のために庁議で決定した規則があり、そして基本方針があるはずであります。私は、昨日全国市議会議長会の法制局へ電話しましたら、3人しかいないので、すぐ答えられないということありますので、一般論ということ的前提に内閣法制局に電話して法的な解釈を聞きました。例えば法があつて内閣から政令が出されると。閣議で政令を決定すると。あるいは閣議決定、あるいは閣議了解というものも、そういう事件もあります。それについては、いかに総理であろうともそれを超えて指揮をすることはできないということあります。一般論であります、ただし。しかしながら、すべてこういう法のシステムは県及び市町村はそれに準用しておるはずであります。そう考えますと、市長が勝手に基本方針を決めたものをごまかすとは言いませんが、適当なことをやるということとはできないはずで、この解釈は明らかに間違いだと思いますが、この点についての審査について委員長の委員会における法解釈を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、猪股議員にお答えいたします。

まず、法解釈でありますけれども、法解釈が間違っているとの指摘については、審査の過程において手続上の間違いを認めた上で再度行った選考過程に意図的な誘導や作為的な判断がないとの説明を受けたので、委員会としては議案の審査に入ったわけであります。

この議案における選定委員会の審議過程において、複数の業者上位同点となるケースが発生しました。その場合は、選定方法の基本方針に照らして大項目の④及び⑤の合計点の高位のものが選定されることとなっています。しかしながら、この段階で事務担当者が市長に不要な判断を仰いだ結果、再審査という事態になったものであります。このこと自体適切な措置とは言いがたいですが、市長判断が特に業者選定において恣意的に働いたという状況ではなく、その後の処理においても選定委員からの疑問視する声も出なかったということであります。産経委員会としては、選定委員会の意見を尊重する立場から議案第236号の審査を行ったものであります。

なお、産経委員会における付託議案の審査は、当然のこととして公募要領及び設置条例及び事業計画書によって適切かどうか審査を行ったものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） せっかくのご答弁ですが、私が質問していることに答えられていないと思うのです。私が聞きたいのは、その市長判断をやったことが間違っているということなのですが、それが間違っていないという法的根拠が何ら示されていない。それはやってならないと。ここにだからいろんな例を挙げて私が言ったはずで、このときに抽せんをしないこの選定は間違いだということを委員長自身もここで認めているわけです。ただ、市長判断を仰ぐということが間違っていることを認めていてその後はどうのこうのと、市長判断を仰ぐこと自体が間違っているのではないですかと、その法的根拠はどこにありますかということをお聞きしている。市長判断仰ぐこと自体がこれには全く合致していない、間違っているということをお聞きしているので、そのところをご説明願いたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 執行部からの説明で、条例4条で執行権の方が基本方針より優先するというご判断をいただいたので、審査委員会ではそのようにして審査したということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ですから、第1回目の質問のときに既にそのことを私が申し上げて、したがってそれが間違いだということをお聞きした上で、それがではその4条が優先する、大体目的を達成するためにいろんなことを庁議で決めていることが優先する、だから市長がそこで裁定することができないのだということをお聞きした上で、法的に今説明きちんと私してきたつもりなのです。だから、そんなものが、執行部が言ったから、議会は百条調査も含めて独自の調査権を持っているわけで、議会自身の明確な、執行部が言ったからそれを了とするというなら何でも賛成ということになってしまうわけで、したがってそのところはきちんと私が最初からそのことを言うだろうことを前提にして、そのことが間違いではないです

かと、こういうふうにして考えていくと間違いですよということを申し上げているので、それが優先するということが果たしてそこで言えるかどうか。それが言えないから私が第1回目の説明でいろんな一応權威があると思われる法の一般論の解釈の中から持ってきて準用しているのです。そのことをただ執行部がそれは優先する、法が政令や何かに優先するという文言自体が私は適当ではないと思うのです。優先するなんていうことが法解釈の中にあるはずがないと私は思うのですけれども、それは優先するという意味はどういうことなのですか。条例があって、そのもとに庁議でいろんなことを決めると。それには市長が拘束されるのだと、基本的には。総理大臣だって政令や閣議了解という一般的には軽いものであっても拘束されるというのが、内閣法制局の基本的な考え方なのです。だから、それは私は受け取れないのです。だから、執行部がそんな説明があったからって、それを根拠としたものが当産経委員会にはあったかなかったか、それだけでいいです。これ以上委員長に申し上げても答えられないと思うので、単にもう一度確認しますが、執行部が優先する、これ大事な言葉です。優先するということを確かに言って、そしてそれを了としたなら、そのことだけもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 条例の解釈等はその自治体でつくったもので、解釈も執行部にゆだねるという文言も聞いておりますので、我々はそういうことを踏まえて粛々と審査をしたということであります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これ今の発言は極めて大事なことなので、法律を超えて決定して、それを委員会が委員会決定を下したということになりますと、これは異議申し立てができるのです。その異議申し立ての期間はどれだけのかということについて、改めて議長の方から委員長の方へ確かめてください。これは、仮にこの本会議で議決したからといってその法律を超えて決定することはできませんし、当然のこととして2人以上の応募者があれば、その一方がこの議事録をもって異議申し立てができるのです。その点についてはどうなのか。私は質問通告しておりませんので、しかし事は重大ですので、議長の方から再度、これは委員長というよりは委員会に確かめていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

法律を超えた委員会最終決定であるということについては、今委員長が答弁をいたしましたそのとおりだと私は思います。というのは、今加賀議員がおっしゃったことは、法律の解釈をどうとるかということについては当然委員会では審査はしていないというふうに私は思います。しかし、この段階で私がお答えを申し上げるといふことはいささか控えさせていただきたいと思います。したがって、このまま会議を続行させていただきます。

次に、金光英晴君の質疑を許します。

○38番（金光英晴君） 議案第198号と議案第208号について2点ほど、1番は両方に係るものですが、赤字経営となったときの責任について、市側からは納得できる回答があったのかどうか。これは、二つのケースが考えられます。赤字を補てんするのかわしないのか、これは私の一般質問で赤字を補てんしないのだと

いうことを聞いておりますけれども、どうしてもそれが経営形態の関係で納得いかない部分があるものですから、これ確認していただいたかどうかという部分と、逆に公社の方が補てんしなかった場合、公社の方がずっと赤字になっていくわけです。そうしますと、出資責任と申しますか、経営責任と申しますか、市側にあるわけですが、その責任についてはどうなるのかという2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

2番につきましては、これ208号ですが、これは2事業者からの応募があって、2業者とも100分の60点をクリアしていると。かつ今回決まったのは公社で決まったわけですが、もう一方の事業者の方が安かったというふうに記憶しております。本来指定管理者の制度の趣旨からすれば、民を活用するという前提があるにもかかわらず、どうして点数もそんなに開きがなく、むしろ民の方が安かったのに官に決まったのかな。決まったのはしょうがないのですが、考え方的には民の方に委託すべきだったのではないかという議論はあったのかなかったのか、教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 金光議員にお答えします。

赤字経営の責任について納得できる説明があったかということでもありますけれども、責任問題については当委員会では議論しませんでした。赤字問題については、指定期間中の赤字を補てんする考えはないとの統一見解が出され、それを了として審査を行いました。

それから、制度上は評価点数の高い業者を選定することになっていきますし、議員の言われるような民間の業者を優先させるべきとの考えは理解できますけれども、当委員会での議論でなく、しかるべき場所で議論されるべきものとして議論を行いませんでした。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 1番の部分で、赤字補てんしないのだという部分が本当に明確にこれ歯どめがかかっているかどうか。非常に執行部は無責任な言い方なのです。大体私の厚生の委員会でもこの問題があったのですが、どう考えたって市が指導的立場の法人に対して赤字が出るような部分が、可能性があるわけです。というのは、今まで管理委託お願いしていた金額よりも若干安く上限価格を設定して、その価格からなおかつ80%、70%台の委託料で提案されてきているわけですから、どう考えたっておかしいなど。それができるのであれば、今までもっと黒字が出ていったのではないかなという本当に素朴な疑問も感じるのでありますが、今回のこの公社の部分もかなり198号の方は安い金額で出てきているのではないかなというふうに感じております。現実に潮津の里については昨年500万の赤字が出ていたわけですし、何か私の一般質問ではその原因が台風の風評被害であったというふうなご答弁をいただいたのですが、昨年8月いっぱいまでの利用実績とその前年度の利用実績を比べると、8月までで400人の宿泊客の減があると。通年で1,000人減ったから500万の赤字になりましたと言いながら、8月までで400人減っておったと。台風被害の部分ではないのです。それから、ことしは職員も頑張っておられるようで同時期に200人回復しているのですが、やはり一昨年から比べれば200人逆に少なくなっておるわけです。それを考えれ

ばどう考えたって、それは1人、人間減らすことによってその部分が出てくるのでしょけれども、そういった部分はなされていような提案だったような気がします。そういったことがきちんと議論されて本当に赤字が出ない、もし出てもわずかなものだという議論が本当にあったのかどうか。それと、本当に赤字が出たときに補てんしなくて済むのか。これ逆に3年間たってもその公社を解散しなければならなくなつたときに、では市の責任はどうなるのだという問題が生じてくるはずなのです。そして、そこにお金を入れなければならないということであれば、民は最初から契約した額でお金もらえない。それ以上赤字出しても、もらえないのです。ところが、公社は理論上はもらえるのです。この部分の説明が全くされていないのです。私たちの委員会でもそれがクリアできませんでした。ここのところは先ほど私どもの委員長報告にもあったとおりなのですけれども、その辺は産経委員会としてはどうだったのか、改めてお尋ねいたします。

それと、2番についてなのですが、民間に行かなかったのは点数が高かったから公社に決まったというご答弁だったのですが、これも執行部から出された配点表を見させていただいたのですが、これは当然私たち厚生常任委員会の指定管理者に係るものなのですけれども、配点項目の中に、この指定管理というのは今回が初めてですから、民間の事業者が経験があるかと問われてもないのだ、制度そのものがスタートしたことです。ところが、そういった項目が配点項目としてあったのです。最初から民間業者に不利になるような採点表ができていた。それで、もっとおかしいのは、2社比べたときに明らかにAという業者が高くならなければならないのにBという業者が、項目の一部です。高くなっていたところがありました。これは、ふなれなためかなと、あるいは意図的なものかはそれはわかりませんが、少なくともあれを出されてきた部分については職員の配点だったので、ふなれなという認識が、理解していなかったという部分ではないはずですよ。

〔「解説入れんで質問せい」と呼ぶ者あり〕

○38番（金光英晴君） はい。そういった部分があって、私が気づいたのではなくて、同僚議員が気づいてちょっと指摘しておったのですが、そういった部分まで含めてこの事業者が決まったと、公社に決まったという選定過程までご審議していただけたのかどうか、その点ご答弁お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 先ほどの赤字経営のことについてでありますけれども、赤字経営の責任については先ほども申し上げましたとおりであります。赤字が出たときに指定期間中の赤字を補てんする考えはないと言われたので、我々はそれを了として審査を行ったということでありまして、やはりこの選定基本方針、制度上はとにかく評価点数の高い業者を選定することとなっておりますので、この制度を変えないとなかなかそういう方向には進めないということでありまして。その議論をこの後しかるべき場所で議論されるものであると、私たちはそう審査したところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 赤字の問題については、これ委員長質問でこんなことを言うのも何なんです、執行部はやはり協定結ぶ前にきちっと明確にしておくべきです。議会に対しても、事業者に対してもやはり

それを明確にしておかないと、後々問題になります。先ほど委員長が、執行部は赤字補てんしないのだと、税金からお金を出さないのだということを了とするならば、ではその赤字出た補てんはそれを言い切った担当課長が出してくれるのですか。そうではないでしょう。やはりそういうところはきちっとしておいていただきたいし、先ほど私が配点項目についてお尋ねしたのですけれども、多分産経常任委員会ではこの審査ができなかったのではないかと思います。この表が出てきたのかなり遅かったような気がして、たしかあれ最終日の9時ごろでしたか、私も火つけた責任を感じて終わるのを待っていたのですが、かなり遅い時間まで皆さん一生懸命審査しておられましたけれども、その原因は先ほど来から話が出ているように、執行部の隠ぺい体質なのです。議会が一生懸命審議しようと思ってもそれをさせない。ろくな審査もさせないで、そしてめくら判で議会を通過していく。こんなことをやっていたら市民は本当にあきれ返ります。今後こういうことのないように、執行部は特に気をつけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光君の質疑が終わりました。

次に、田中文夫君。

○28番（田中文夫君） それでは、お二方が質問した内容とダブる部分もあろうかと思いますが、意見書がついた議案について質問をします。

まず、第1点ですが、これは私の方で別に憂慮しているわけではございませんが、行財政改革特別委員会という場の中で、指定管理者制度についてはかなり総括的に議論を重ねてきました。その中で、特に産経委員会については、委員さんが出ていなかったということも含めましてこの指定管理者制度の持っている基本的な問題や具体的な運用についてのさまざまなことについてご承知されていなかったという部分があるかということが一つ心配の種でした。それで、議長にお願いして、私どもが検討してきた指定管理者についての報告をこの議場で委員会審査前に事前配付させていただいたというようなこともありました。だから、そういったことも含めてかなりの方々がこの制度の抱えている問題については一般質問しておりましたので、大体のコンセンサスは議員の方々全般にはできているのだろうということで考えておりましたが、この議案の中身についての委員会の取りまとめの仕方を見させていただきますと、やはり心配した中身であったなというふうに感じました。

そこで、まずこの指定管理者制度が一つの議案として仕上がってくる中で、この指定されている施設そのものが本市にとって必要な施設であったのかどうかということについてのまず検討をしていただけたのかどうかということ。また、この施設については市が保有している必要がないのではないかとしたことについては、総文の委員会でも意見書の1に付してあります。そういった意味での、まず条例改正の部分でそういった議論がきちんと産経委員会の中場の中ではされたのだろうか。

例えば今具体的にお二方が質問しましたところでいいますと、私は潮津の里という、これもまさにこの事業を展開させるためにつくった公社がこの施設の指定管理者になっています。なぜかという、この施設を他の業者にとられたならばその公社は存在意義を失ってしまいます。基本的には解散するしかないという、そういう団体です。その団体がこの潮津の里をとらなければならないという意味合いはわかりますけれども、であるならばもともとこの施設と一体化しているこの公社そのものの存在意義も含めて考えるならば、この施設そのものは指定管理者に出すべき施設ではないだろうという気がします。そういったこ

との精査がされているのかなというふうに感じましたので、第1点目の質問として指定管理者制度の各議案を審議する際に、まずこの施設がそういった制度になじむのかどうかという検討をなされたかどうかをお聞きしたいと思います。

第2点としては、具体的な審議の進め方についてですが、一番象徴的なのは追加議案されたドンデン山荘だと思います。この間私どもが心配していたのは、条例改正と指定管理者の承認、不承認のことが一体になって同時に提案されると、条例改正の中で指定管理者であるべきか否かという議論の前に、もう具体的な業者が結局妥当かどうかなどという議論とがないまぜになって、混然一体となって審議されるのではないかと。逆の意味でいうと、この業者は不適當だからこの施設は指定管理者になじまないのだというふうな逆転した結論さえ出てくるのではないかとということをおおそていました。その最も象徴的な例が、私は追加議案になったまさに同時に一くくりで一体化してきた議案です。そのドンデン山荘の審議について、きちんと整然と後先のことを含めて審議がなされたのかどうかということについてお聞きしたいです。

そういう混乱がなかったとしても、先ほど猪股議員が質問したような内容について疑義があったというふうにも感じました。その疑義については産経委員会でもお気づきになって、一部問題があるという意見を付しています。一部問題はあったけれども、審査そのものには差し支えないというご判断で可決という結論をお出しになったのだと思いますが、猪股議員のように規則、条例、それから内規といいますか、そういった事柄についてのことについては先ほど議論なされたようですから、そこから50歩引いて、では同点であったから、一応ルールには多少反するけれども、市長の判断でもう一回採点のし直しをしてもらえということに基づいて採点のし直しをしました。その採点の内容をご審議したはずですが、そのときに明らかに指定管理者としては妥当だという第1回目の結論、なおかつ同点であるという中で採点がなされたものが、第2回目の配点では、ある委員さんは100点。その同じ委員さんは、もう一方には50点をつけました。わかりますか。そうすると、100点というのはもう具体的に再採点をしたときには、各委員さんはこの事業者にしようというふうにもう頭からかかった形で採点をしたということなのだと思います。そうしますと、当然のことながらこの業者は100点満点、この人を指定管理者にしよう。この人は50点、60点以下だから指定管理者には不適當だというご判断をなさって100点と50点とつけた。そんなつけ方をした配点でさえ、実は81点と80点と1点差だったのです。とすると、ルールに基づいてならば、同点ならばくじ引きとかというふうになっていたように記憶しますが、1点の違いがこれほど明瞭に、具体的に言えば恣意的に配点をされた結果として、その結果がなおかつ1点だということについて、このルールに基づいて1点差でも勝ち負けという形で軍配上げることにはすごく私は疑問を感じます。その採点の内容を委員会ではつぶさに確認をしているはずなのです。実際は、具体的に指定管理者足り得るという結論が出た1点差で勝った業者さんよりは、各委員さんの数だけで言うならば明らかに9人のうちの7人は指定管理者に不適當という判断をした側に賛成をしていたということも確認しています。つまり3人の方がかなり意図的に優位に配点をしたことによって1点差で勝ち抜いたというのが現実なのです。そういったことを考えますと、私はこの再配点をさせたという判断は誤りであるというふうに思うのですけれども、それについて産経委員さんではもう少し問題があったということについての具体的な今私が申し上げたような内容についてご説明いただければ私も納得できるかもしれません。

第3点としては、ここまで来ますと、各委員さんの具体的な名前も含めて、明らかに優位な判断をした

という方々の氏名まで含めて私は確認すべきだろうなという気も実はしたのです。産経さんほどには事態は混乱しておりませんが、少なくとも厚生でも総文でも、もう少しきちんとした資料が欲しいということで議長を通じて執行部にも要請をしたはずです。結果としては、官の立場に立つ委員さんだけについては名前を伏して出しましょうというところで半ば妥協しました。確かに個別案件については、そこまで出していたかなくても十分に審議できるものもあったように思いますが、しかし透明性の確保という建前からすれば、そこまできちんと提示をして執行部は資料をあらかじめ用意するということが普通ではないのでしょうか。そうしないと、私はその透明性の確保という部分で欠ける。なおかつ、さきに述べたお二方についても指摘していたと思いますが、追加資料、追加資料という形で催促をしなければ出してこない。なるべくならばうまく言い抜きたいという確かにそういった姿勢が十分にうかがえたように思いますので、産経さんの方では各議案の審査について十二分などとは言いませんが、審査するに足りるだけの資料を獲得できて審査がなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

第3に、報告の内容についてですが、これは金光議員もお話をしたことで、潮津の里の持っている問題、それから赤泊の公社の持っている問題、先ほども私触れましたので、この二つについては私の考えでは指定管理者制度に乗せるべき施設ではないというふうに思いますが、乗ってしまった以上審査しなければならぬです。乗ることについては、その条例についてはどうもご承認をなさったようですから、その次の段取りに移るしかないわけですから、そこで出てきた問題は市長がその指定管理者の長であったということです。これは、この間2回の問題で小木で起こった市長が自ら自分の給与の1割カットまでした処分の内容に絡むことだというふうに私は認識しています。産経委員さんでは、公平性に欠けるという意味でご指摘をなさっているようですが、私はそれ以前のことで市長が自分が出資をしている団体の長になるべきではないであろうし、その団体が指定管理者として応募をしたという中で、たまたまでしょうか、あるいは私なりに言いますと、その団体は自分の存立をかけてもその施設をとらなければ存在意義がなくなるわけですから、とってしまった。結果として、市長がその指定管理者の長になってしまったということです。指定管理料を受け取るトップでもあります。出すトップでもあります。このような出し入れをご自身で市長一人がやってしまうようなことはよくないと。なおかつ、形式的であれ、自らがトップで採決をしなければならない事態について、小木の件では失敗をしました。今度もそのような失敗が起きたらどうするのでしょうか。私どもはそれを憂えているので、少なくとも市長はそのような団体の長になるべきではないということを指摘もしましたし、市長もそうであると、速やかにそのような形で身を処していくということでお約束をなさったはずです。今回について、私は市長のその言からすれば、市長がなっていることはおかしいよと指摘をしたことはわかります。しかし、ただ公平性の観点だけでそのように指摘をしたことについて私はやや疑義を感じますし、産経委員会の中ではそういった私がお話したような内容まで含んで議論をされたのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、田中議員にお答えします。

たくさんありますが、これは。私たちの産経委員からは、田中議員の言われるとおり、行革の方の小委員会の方には出ておりませんでした。しかしながら、我々はいろんな行革の委員の方々からお聞きしてこ

の審査に入ったということでありませぬけれども、最初の審議に際しての基本的な考え方、1から3まで言われたわけでありませぬけれども、この付託された議案内容とかけ離れておるといふことで今回の委員会では議論しておりませぬ。

それから、2番の方でありますけれども、条例改正と管理者指定の審議に一体化、混同がなかつたかといふご質問でありますけれども、産経委員会では管理者選定に議論を集中させ、混同しないように努力をいたしたといふことであります。

その次の管理者選定において疑義が認められなかつたかといふことでありますが、委員長報告にありますとおり、選定手続上一部問題がありましたといふことで意見をつけております。我々の委員会では、審議過程において、複数の業者が上位同点となるケースが発生したといふことでありまして、その場合は選定方法の基本方針に照らして、大項目の4及び5の合計点の高位の者が選定されることとなっております。しかしながら、この段階で事務担当者が市長に不要な判断を仰いだ結果、再審査という事態になったものであります。このこと自体は適切な措置とはいひがたいのですけれども、市長判断が特に業者選定において恣意的に働いたといふ状況ではないといふことであり、その後の処理においても選定委員からの疑問視する声が出なかつたことから、産経委員としては選定委員会の意見を尊重する立場から議案第236号の審査に入ったものであります。

それで、先ほどの選定の資料は必要なだけ提示されたかといふお話でありますけれども、候補者選定の経過の資料については、産経委員会は夜8時半までかかりましたけれども、いただくものはいただきました。なお、つけ加えますが、議案審議に係る資料は十分とはいひがたいのですけれども、短い審査期間を考えれば必要最低限のものは提出されたと考えております。そこまでであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 田中文夫君。

○28番（田中文夫君） 時間も迫ってまいりましたので、今さらにといふふうにも思いますが、一応ご審議はされなかつたといふふうにも思いますが、条例改正のところでは先ほど具体的に潮津の里のことを申しました。事前に私どもでもお配りした資料を見ていただきますと、温泉施設については市内で半数程度が妥当なところであろうといふふうな考えを述べています。たまたま赤泊も羽茂も、私どもの考えによると指定管理者制度に出すべき施設ではないといふふうにも思っておりましたけれども、そういった意味でのご審議といふのを、先ほどからお聞きしていると、具体的な指定管理者の承認のところについては一生懸命やったけれども、条例のところについてはほとんどさわらないで飛ばしたようなご発言でしたけれども、そのところ再確認をもう一度させてください。

あともう一点、結果的に市長の判断は誤りであったといふことについて、そのようなご意見が委員会の中では起きなかつたのかどうかといふことをもう一回。

もう一つ、締めくくりですが、しかるべき場で検討するべきだと思われたので、それ以上のことについては審議はしなかつたと、基本的にはこの施設は指定管理者の制度でいいと、具体的な事業者はこれでいいといふふうにも明確にきちんとその部分だけを押しえて審議をしたといふふうなご回答でしたけれども、それに加えてさまざまなこの制度の持っている問題についてはしかるべき場で議論すべきであるといふふうにも先ほど来から説明をしていらつしゃいましたので、しかるべき場とはどのような場なのか。私どもは、できればこのような事態が起きないように、指定管理者の問題については議会として選任で審議するべき

委員会みたいなものが必要ではないかというふうにも考えておるのですが、そういったことも含めてご意見等があったならばお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 先ほど申し上げましたとおり、条例改正と管理者指定の関係でありますけれども、産経委員会では管理者選定に議論を集中させたということでもあります。ただ、条例はしなかったということではないのですけれども、管理者選定に集中をさせたということでご理解いただきたいと思えます。

それから、市長が指定管理者の長であることについてですけれども、やはりこの件については報告書で指摘したとおり、委員会の中では公平を欠くというご意見が出たということでもあります。

それで、先ほどしかるべき場所ということでもありますけれども、しかるべき場所ということについて専門の委員会等いろいろ考えられますが、踏み込んで審査はしておりません。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件のうち、議案第124号、議案第210号から議案第213号まで、議案第241号についてを採決いたします。

以上6議案は、産業経済常任委員会に付託した案件のうち、指定管理者制度に係る案件を除くすべての案件であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより産業経済常任委員会に付託した案件のうち、議案第150号 佐渡市真野農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の制定について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「投票だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声があります。

投票による表決は、人事案件を除いて、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要とします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたします。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は55名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数55票

うち、賛成 40票

反対 13票

白票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第151号 佐渡市小木特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第152号 佐渡市中興資源活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第153号 佐渡市畑野農村休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第154号 佐渡市佐和田大佐渡交流活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

議案第155号 佐渡市新穂就業改善センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第156号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第157号 佐渡市小木ダイビングセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第158号 佐渡市素浜青少年海の家の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第159号 佐渡市羽茂温泉保養館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第160号 佐渡市高齢者生産活動施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第161号 佐渡市羽茂森林総合利用休養館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第162号 佐渡市羽茂ふるさと資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第163号 佐渡市赤泊ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第164号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第165号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第166号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第200号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中興資源活性化センター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第201号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂就業改善センター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第202号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第203号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第204号 公の施設に係る指定管理者の指定について（素浜青少年海の家）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより産業経済常任委員会に付託した案件のうち、議案第205号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさとの資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第206号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第207号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第208号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）を採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声がありますので、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要といたします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開 票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛 成 34票

反 対 23票

白 票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより産業経済常任委員会に付託した案件のうち、議案第235号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議があります。投票を求める声がありました。

投票による表決は、人事案件を除いて、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要とします。

投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案の採決は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、本案について、会議規則第71条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記

載の上、1番から議席番号順に投票願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 38票

反対 19票

白票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第236号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）を採決いたします。

〔「記名投票」「無記名投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 記名投票と無記名投票の声があります。いずれの要求も、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上を必要とします。

まず、記名投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2名以上であります。

よって、記名投票による要求は成立いたしました。

次に、無記名投票に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2名以上であります。

よって、無記名投票による要求は成立いたしました。

記名投票、無記名投票、いずれの要求も成立いたしました。この場合、記名投票、無記名投票のいずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項により、無記名投票をもって採決することになっております。

それでは、本案の採決を記名投票により行うことについて賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記

入願います。念のため繰り返します。本案の採決を記名投票により行うことについて賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記入願います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 念のためもう一度申し上げます。本案の採決は、記名投票により行うことについて賛成する方は賛成、反対する方は反対と記入願います。

ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案の採決を記名投票により行うことについて賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 9票

反対 49票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案の採決を記名投票により行うことについては否決されました。

本案の採決は、無記名投票により行うことに決定いたしました。

これより本案について無記名投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、1番から議席番号順に投票願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、白杵克身君及び52番、兵庫稔君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

開票。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数58票

うち、賛成 34票

反対 23票

白票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第214号 新たに生じた土地の確認について（住吉地内）。議案第215号 字の変更について（住吉地内）。以上2議案は、新潟県が道路改築事業により施行した道路用地及びふるさと海岸整備モデル事業により施行した海岸護岸用地の造成工事が完了し、県知事の竣工認可を得たことから、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域の変更」について議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第216号 新たに生じた土地の確認について（羽茂大石地内）。議案第217号 字の変更について（羽茂大石地内）。議案第218号 新たに生じた土地の確認について（羽茂大石、羽茂大橋地内）。議案第219号 字の変更について（羽茂大石、羽茂大橋地内）。以上4議案は、新潟県が施行した公有地造成護岸等整備事業及び旧羽茂町が施行した公有地造成事業による合計約5万7,000平方メートルの公有水面埋め立て工事が完了し、県知事の竣工認可を得たことから、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域の変更」について議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第225号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5,488万9,000円を追加し、予算総額を25億5,083万9,000円とするもので、その主な内容は国庫補助金の内定に伴い、建設改良費を3,477万円増額し、職員の異動等により人件費を1,695万5,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第226号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億5,846万8,000円を追加し、予算総額を67億3,341万8,000円とするもので、その主な内容は職員の異動等により人件費を338万8,000円減額し、国庫補助金の内示変更に伴い下水道建設費を2億2,952万円増額し、流域下水道建設負担金3,000万円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第230号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、支出の既定予算額を2,323万1,000円減額し、支出の総額を12億3,076万9,000円とするもので、その主な内容は職員の異動に伴う人件費を2,043万7,000円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第111号 市道路線の認定について（二宮371号線）。本案は、専用住宅及び共同住宅建築を目的とした開発行為により設置された道路を市道の認定基準「その他の市道」として認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めていたものであります。前定例会において閉会中の継続審査となったものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第2 議案第232号及び議案第233号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、議案第232号及び議案第233号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第232号 佐渡市病院事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成16年度佐渡市病院事業会計として、市立両津病院、介護老人保健施設「すこやか両津」、市立相川病院の各施設における収支決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。近年の医療提供体制と医療保険制度の改革が急速に進む中、前年度に引き続き自治体病院の使命である地域住民への医療の充実、医療の効率化を目指し、患者サービスの向上に努めてまいりました。経営内容では、病院事業分として、入院患者数4万6,965人、対前年2,625人減、病床利用率67.7%、対前年3.6ポイント減、外来患者数11万731人、対前年9,404人減、入院収益は9億3,217万7,000円で、対前年6,841万6,000円の減収でございます。外来収益は10億3,669万9,000円、対前年で1,734万2,000円の減収となり、一方介護老人保健施設事業分としては、延べ入所者数3万721人、対前年137人増、入所率93.5%、対前年0.7ポイント増、延べ通所者数2,745人、対前年9人増、入所収益は3億6,789万1,000円で、対前年584万円の増収となっております。通所収益は2,973万1,000円、対前年で16万1,000円の減収となりました。その結果、病院事業、介護老人保健施設事業等合わせた収益的収支は、総収入が28億7,541万で、対前年1億887万8,000円の減、総支出は31億492万3,000円、対前年2,390万1,000円の増、純損失が2億2,951万3,000円、対前年1億3,277万9,000円の増、累積欠損金は31億4,012万2,000円となりました。以上が主な概要でございます。今後は、医師確保対策に重点を置き、患者のニーズにこたえられるよう地域医療、福祉の充実に努力をしてまいります。

それから、議案第233号 平成16年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成16年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成16年度は佐渡市としての会計期間が通常の1年間となりましたが、対前年度比較は会計期間の際により、「比較なし」としました。

給水状況については、給水人口4万2,104人、有収水量494万7,465立方メートルとなり、収支状況については税込みで収益的収入12億4,047万3,000円に対し、収益的支出11億8,419万3,000円、資本的収入は4億8,380万5,000円に対し、資本的支出8億8,530万9,000円となりました。佐渡市として広い視野に立った組織の強化、施設改良の計画、経営の健全化を図るとともに、水道事業の基本理念に基づき、安全かつ安定した水の供給、住民サービスの向上を目指し、事業の効率的な運営に努力をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第232号 平成16年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第232号についての質疑を終結いたします。

議案第233号 平成16年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第233号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第232号及び議案第233号については、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これにお手元に配付してあります議案付託表のとおり付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

### 日程第3 決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、

松本展国君	浜田正敏君	牧野秀夫君
高野庄嗣君	中川隆一君	中村剛一君
小杉邦男君	廣瀬擁君	肥田利夫君
本間千佳子さん	山本伊之助君	若林直樹君
白杵克身君	田中文夫君	村川四郎君

以上15名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15人の方は、決算審査特別委員会に選任することに決定いたしました。

ただいま指名いたしました15人の委員さんは、隣の委員会室にご参集ください。  
ここで暫時休憩します。

午後 8時38分 休憩

---

午後 8時51分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 白杵克身君

副委員長 若林直樹君

以上であります。

---

日程第4 発議案第11号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本間千佳子さん。

〔42番 本間千佳子君登壇〕

○42番（本間千佳子君）

発議案第11号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年10月6日

提出者	佐渡市議会議員	本間千佳子
賛成者	〃	梅澤雅廣
〃	〃	渡部幹雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦

道路特定財源に関する意見書

道路は地方の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市部と地方部の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっている。

当市は、面積では855km<sup>2</sup>と、東京23区の1.5倍という日本最大の離島であり、地形や気候、文化面などから日本の縮図ともいわれている。

本市では、地形的な条件から自動車交通への依存度が高く、島内唯一の国道350号線をはじめ、県道及び市道の整備が極めて重大な課題となっている。こうした中で、道路特定財源について一般財源化する動きが見られるが、道路整備を緊急かつ計画的に行うためには、道路特定財源の確保が不可欠であり、一般財源化することなく、全て道路整備に充当すべきである。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えている。

よって、政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

発議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第11号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 発議案第12号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第5、発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番（葛西博之君）

発議案第12号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年10月6日

提出者	佐渡市議会議員	葛西博之
賛成者	〃	羽入高行
〃	〃	松本展国
〃	〃	白杵克身
〃	〃	金田淳一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金山教勇
〃	〃	白木善祥
〃	〃	本間武雄

” ” 竹内道廣  
” ” 渡部幹雄  
” ” 大澤祐治郎  
” ” 肥田利夫

私学助成の増額・拡充を求める意見書

私学は明治以来建学の精神に立脚しつつ、自主的かつ特色ある教育を行い、国内外に大きな影響を与えてきた。しかし、私学の学費は、公立学校に比べ数倍となっている。

そのため、学費負担は、保護者に重くのしかかっており、長引く不況と相まって学費の長期滞納者が増えるなど、深刻な事態となっている。

国、県におかれては、私学が公教育に果たしてきた役割を十分留意され、教育条件の向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るために、私学助成の増額・拡充に一層努力されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

発議案第12号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第12号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程第6 発議案第13号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第6、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番（金子健治君）

発議案第13号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年10月6日

提出者 佐渡市議会議員 金子健治  
賛成者 ” 中村剛一  
” ” 大石惣一郎

”	”	本 間 勘太郎
”	”	木 村 悟
”	”	末 武 栄 子
”	”	石 塚 一 雄
”	”	若 林 直 樹
”	”	村 川 四 郎
”	”	高 野 正 道
”	”	名 畑 清 一
”	”	渡 邊 庚 二
”	”	川 上 龍 一
”	”	本 間 千佳子
”	”	大 場 慶 親

「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に努めているが、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止している。

ところが、政府は、20か月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、更にいま、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めている。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いている。BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものである。

しかも、米国産牛肉は、検査体制の特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的である。

政府におかれては、米国産牛肉の拙速な輸入再開は行わず、引き続き、BSE問題への万全な対策を求める。

よって本議会は、下記の事項について強く要望する。

記

1 米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないこと。

- ① 米国ではと畜される牛で、BSE検査を行っているのは全体の1%以下にしかすぎないこと。
- ② 生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じることが容易に想定されること。
- ③ 特定危険部位の除去は、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行って

いるのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。

- ④ 米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

## 2 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討すること。

さらに、検査緩和を行うと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想され、そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくご審議のほどお願いします。

- 議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

発議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第13号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

## 日程第7 観光問題等調査特別委員会の中間報告の件

- 議長（浜口鶴蔵君） 日程第7、観光問題等調査特別委員会に付託中の佐渡観光の振興・発展策に関することについては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

渡邊観光問題等調査特別委員会委員長。

〔観光問題等調査特別委員長 渡邊庚二君登壇〕

- 観光問題等調査特別委員長（渡邊庚二君） 本題に入ります前に、若干のご説明を申し上げさせていただきます。

観光問題は、佐渡市にとって緊急の課題であります。審査は継続中ではありますが、審査の内容を18年度の佐渡市の施策に生かしていただくことを期待をいたしまして、中間のご報告を申し上げます。

本題に入ります。

観光問題等調査特別委員会中間報告。

新潟県観光振興課の佐渡観光経済効果調査報告書、昭和61年のものでありますが、によりますと、佐渡

の観光客の入り込み数が1万人増加すると、直接的な観光消費額はおよそ3億円増加し、雇用の第1次効果は47人増加するとあります。さらに、観光は佐渡経済の牽引役でありますし、かつ活性化の決め手であることが明確に示されております。

当委員会は以上の調査報告事項に基づきまして、佐渡観光の不振原因の分析を行い、対応策を検討してまいりました。今日までの審査経過を報告いたします。

まず、観光不振の原因としては、不況によって海路に頼らざるを得ない佐渡観光が敬遠されたこと。次に、旅行の形態が個人旅行に移りつつある変化に対応できなかったこと。個人旅行の割合は、2003年で42.3%であるということが新潟リサーチセンターの調べで報告をされております。次に、無理な価格競争によって、サービスの低下を招いたこと。そして、現況の変化に島ぐるみで対応する体制がとれなかったこと。これらが原因であると考えられます。

次に、取り組むべき課題として、まず基本構想を明確化する必要があると考えます。島の自然、歴史、人情が佐渡観光の原点であることを再認識し、諸施策に取り組むことが必要であります。

次に、佐渡観光協会の役割の明確化でございます。協会の再編成を急ぐとともに、関係者は、観光協会が佐渡観光の指令塔であるとの自覚を持って、任に当たる必要があると考えます。若干補足いたしますと、現在各地区の観光協会、佐渡観光協会を含めて県の観光協会の会員になっておりますが、地区観光協会の納めている会費が313万円でございます。佐渡観光協会の会費は10万円であります。佐渡観光協議会の置かれたあいまいな立場を象徴するものではないかと考えております。そして、この観光協会の業務に専念できる協会長を速やかに選任すること。事務所は、観光の最前線に設けること。協会の法人化を急ぐこと。これらが観光協会に関連することです。

次に、観光が総合産業であることの島民への周知及び島民の総参加を求めること。地産地消運動を進めることが、総参加を得るための有効な手段であります。第1次産業は生産体制の確立と第1次産業は季節による変動が大きいわけですので、これを平準化するための貯蔵施設を設置すること。

次に、広域観光圏の確立でございます。航路先である新潟、長岡、上越各市に呼びかけて、広域観光圏を確立し、情報交換並びに共同事業の実施により観光客の増加を目指すこと。

次に、観光立島の宣言でございます。観光協会の統合に合わせて、佐渡観光再構築の決意を内外に示すために観光立島宣言をすること。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で観光問題等調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

#### 日程第8 行財政改革等調査特別委員会の中間報告の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第8、行財政改革等調査特別委員会に付託中の新市行財政計画の方策に関することについては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

渡部行財政改革等調査特別委員会委員長。

〔行財政改革等調査特別委員長 渡部幹雄君登壇〕

○行財政改革等調査特別委員長（渡部幹雄君） 報告を始める前に、ミスプリがありました。お手数でもお

手元の資料をご訂正願います。中見出し、平成17年度三位一体改革による「財政計画」の見直しと財政分析の段落の上から7行目、「個人住民税（所得税）」となっておりますが、これは「所得割」でございます。

「税」を「割」にご訂正願います。申しわけございませんでした。

それでは、行財政改革等調査特別委員会中間報告を行います。

行財政改革等調査特別委員会は、当面する行財政の諸問題について次のとおり指摘と提言を行う。

平成17年度三位一体改革による「財政計画」の見直しと財政分析。

行財政改革等調査特別委員会は、平成16年10月5日、合併前に約束されていた国、県の合併支援7項目のうち、重要な4項目の変更により、5年間で366億8,800万円の財政削減を余儀なくしたと中間報告を行ったところであります。

その後、国の三位一体改革により、16年度、17年度と2度の財政計画の見直しにより、新たな財政構造の変化が生じてきました。その特徴は、地方税の増収、税源移譲3兆円、地方税の増額に対し、国県支出金の大幅削減、臨時財政対策債の削減に加えて、税源移譲の財源確保に個人住民税（所得割）10%の比例税率化を導入したため、非課税階層の約5,000人の一部にも課税されることから、税収確保に新たな課題が生じている。

さらに、合併時に約束されていた合併特例債10年間で442億6,000万円は、わずか1年の間に35%の155億4,600万円の削減を余儀なくされた。これらの変化で財政計画は、5年間で407億5,600万円の減少である。

当委員会は以上の事実に基づき、財政計画の再分析を行い、行政に対する影響を別紙資料1及び資料2を添付して報告いたします。

1、国県支出金の一般財源化について。資料1の2ページの歳入分析では、地方税と地方交付税で99億7,700万円の増額に対して、国県支出金は245億2,200万円の減額である。主要財源の増減比較では、145億4,500万円の財源不足である。この結果、予定していた地方債659億9,200万円は、55%の363億4,000万円しか見込めず、削減額は296億5,200万円である。

この地方債削減の39.3%、資料1の4ページにある116億5,500万円は地方交付税の財源不足を補てんする特例地方債であるから、地方交付税71億1,000万円の増額分を完全にのみ込んで、なお45億4,500万円の削減額になる。さらにこの中には、平成11年8月19日付自治省行政局振興課長通知第100号及び財政局財政課長通知自治財第30号の市町村合併の推進のための地方財政措置の拡充で認められた合併特例債442億6,000万円の約35%、155億4,600万円の削減が含まれていることは、合併時に計画された新市建設計画に大幅な変更をもたらすもので、深刻である。

また、地方税28億6,700万円の増額の財源には、三位一体の税源移譲の財源に非課税階層約5,000人に新たな課税をもたらす個人住民税（所得割）の10%比例税率化、これは資料1の6ページにあるところではありますが、導入されることで税収確保に新たな困難をもたらしていることも軽視できないところである。

2、普通建設費の大幅削減、物件費、繰出金の増嵩について。歳入財源の大幅削減をもたらしたものは、普通建設事業費の422億3,300万円の削減であります。これは資料1の3ページに載っておるのですが、1年間に84億4,600万円の削減である。この額は、旧金井町と旧畑野町の予算額の82億3,600万円を2,100万円上回る資料1の5ページのとおりであります。佐渡市の経済に及ぼす影響は大きい。産業転換分析生産波及効果率で見れば、年間152億円、5年間で796億6,800万円のマイナスになる。

次に、人件費の削減が20億1,000万円計画されているが、職員1人当たり700万円とすると300人分に相当する。1年間に60人の削減が必要となります。

一方、物件費は45億5,600万円、繰出金は30億6,500万円が増加しています。物件費は各種委託事業費等の増嵩によるものと考えられるが、現在進められている指定管理者制度もこれらの軽減対策である。今度の委託で約7,000万円の削減が見込まれているが、年額で9億1,120万円増嵩する物件費から見れば焼け石に水である。

また、繰出金は年額6億1,300万円の増嵩である。資料1の5ページのとおり、主なものは下水道の18億7,100万円があるが、義務的支出は約9億円であるから、下水道の加入率の向上と計画の見直しで繰出金の増嵩分は完全に吸収することができる。急いで検討する必要がある。

3、三位一体改革の財源構造と財政計画について。平成17年度地方財政収支見通しの概要によれば、臨時財政対策債は16年度に対し、17年度は23.1%の減になっている。これを資料1の4ページに基づいて合併計画で分析すると、52.4%の減となります。数式根拠は33億9,300万円分の17億8,000万円掛ける100で52.4%になりますけれども、5年間の平均で40.3%減であるが、最近政府は地方財政計画で計算根拠もあいまいなまま地方交付税の補てん債を削減している。この計画は、これからも続くと思われるべきである。改めて市町村合併促進要綱の資料編で見ると、佐渡圏域の職員の減員率は52.6%を示している。当時まさかと思っていた国の財政計画の傾向から油断はできない。歳入財源の削減を続けることで自動的にその方向へ動かしていくおそれがある。

最近行政改革大綱の準備が進められているが、一騎当千の能力を持つ職員の養成と機能する機構改革は急務である。それを進めるために、トップマネジメントである市長、助役の行政改革に対する不退転の決意と総合政策立案と遂行能力が求められていると思料するものであります。

4、指定管理者制度について。このたび上程された議案の指定管理者制度は、執行者側のスケジュール重視と移行実務の効率化によるものか、61施設の条例改正と具体的な指定管理者の承認とが同時提案となっている。

基本的には、まず移行提案の各施設ごとに指定管理者制度の適用の妥当性が審議され、妥当とされたものについては条例改正を行い、しかるべき後に公募、選考、議会上程という手順でされるのが筋道である。当該施設が指定管理者制度になじむか否かと、具体的な事業者が当該施設の指定管理者になることがふさわしいか否かとは別の議論であるべきである。これらを同時に議会に付すことは混乱を招くもとであり、憂慮したとおり議案付託を受けた各常任委員会では、指定管理者制度移行（条例改正）の可否と選定された指定管理者の当否が混然と審議されていた。

執行者側は第2次分以降については条例改正を先行させ、それを踏まえてしかるべき指定管理者を選定し、議会の承認を仰ぐべきである。議会側としても、審議は所管常任委員会に付託するのではなく、専任の特別委員会の設置をした上で専一に審議すべきと考える。制度についての問題は、別紙資料2に示したとおりであります。

殊にこの指定管理者制度は適用されると複数年にまたがるものが多く、議会承認が事実上の予算査定となることも考え合わせると、個別精査と慎重審査が不可欠であります。議会承認が行財政改革を二、三年遅滞させるような結果を招来しないことを望みたい。

5、機構改革について。(1)、本庁部課制について。過剰な職員を適切かつ有効に管理監督、指揮命令をするために暫定的に部課制を敷くことを否定するものではありません。しかし、行政組織は屋上屋を重ねるようなことをせずにスリムなピラミッド型にすべきであります。組織の目的は、実務の合理的、効率的遂行と迅速な指揮命令、適正な管理監督にあります。計画的、合目的的に人員を縮減し、適正配置に取り組むこと。

(2)、支所の体制について。現行組織体制では、サービス拡充や事務効率化のいずれも実現不可能であります。合併協議内容は尊重しつつも、各支所の統廃合は時期を早める必要があります。今からでも目玉のイントラの本格稼働を利用して窓口業務は合理化、効率化を図り、現業部門は主要支所に地区分室を設けるなどして迅速かつ有効な対応が図れるよう組織の見直し、職員の再配置に取りかかるべきである。

(3)、その他。(ア)、本庁組織において助役二人制をとったにもかかわらず、政策判断を含む総合調整機能が働いていません。早急に権限と機能の強化を図られたい。

(イ)、昇格における年功序列を廃し、能力、意欲、知見を備えた人材登用の入り口として係長試験制を導入すること。

(ウ)、余剰職員については、退職あるいは専門職への配置研修、出向等適切な人事を行うこと。

(エ)、公用車等の整備点検、適正な運行管理のために統括セクションが必要である。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で行財政改革等調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

#### 日程第9 議案第234号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第9、議案第234号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第234号のご説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、武部治雄さんの任期が平成17年12月31日をもって満了するので、その後任として松井忠利さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第234号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許し得まして、平成17年9月の定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

去る9月8日に招集いたしました平成17年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。今回につきましては、専決処分承認や公の施設の管理についての指定管理者制度を導入するに当たっての設置条例の改正、整備等及び公の施設に係る指定管理者の指定、佐渡市総合計画基本構想の策定、6月下旬と8月上旬の集中豪雨の災害復旧のための予算計上及び指定管理者に佐渡市が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為等々いろいろご承認、可決、ご同意を得まして、本当にありがとうございました。

合併して1年7カ月が過ぎましたけれども、行政体としてあるべき姿に向かって何とか邁進したいとは思っておりますが、その中心を担う職員についても今回いろいろご迷惑かけましたように、市民の信頼を裏切ることのないように、これまで以上に公務員としての自覚を求め続けてまいります。

終わりになりますけれども、秋も深まってまいります。皆さん方にはご自愛の上、ご活躍いただきますようお願いしまして、ごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成17年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 9時25分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年10月6日

議 長 浜 口 鶴 蔵

副 議 長 岩 野 一 則

署 名 議 員 金 田 淳 一

署 名 議 員 本 間 勇 作